

一関地区広域行政組合議会会議録

平成30年3月22日招集
第36回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（岩渕典仁君・橋本周一君）	9
会期の決定	9
施策推進方針の表明	9
一般質問	12
☆ 那 須 茂一郎 君	12
1 平成30年1月25日付で配布した「狐禅寺地区の皆様へのお知らせ」について	
(1) 内容には法的な問題があるのではないか	
(2) ごみを焼却することの問題点について伺う	
2 奥州金ヶ崎行政事務組合からの大東清掃センターで受け入れるごみについて	
(1) 期間や量はどのくらいなのか	
(2) 単純に焼却するのではなく、受け入れる前に分別を強化すべきではないか	
☆ 藤 野 秋 男 君	24
1 焼却場の建設について	
新焼却場建設は、焼却灰を含め安全への対応はもちろん、ごみの減量化・資源化を徹底した計画を基本にすべきと思う。そこで、現段階の検討状況について伺う	
2 第7期介護保険事業計画について	
平成30年度から32年度を計画年度に、第7期介護保険事業計画がスタートする。そこで、第6期での課題と課題を踏まえた取り組みについて伺う	
☆ 岡 田 もとみ 君	33
1 新焼却施設等の問題について	
(1) 築37年となる一関清掃センター焼却炉の現状は	
(2) 新焼却施設等の候補地決定は、住民合意の立場を堅持して進めるべきではないか	
2 介護保険事業の取り組みについて	
(1) 訪問介護の生活援助サービスは、重度化防止に向けて利用回数の制限などは行わず、必要な支援を提供できるよう取り組むべきではないか	
(2) 高齢者が安心して必要な入院医療・在宅医療が受けられる地域づくりを実現するため、医療・介護の連携をどのように構築するのか	
(3) 地域共生社会の実現に向けて、認知症の人や身体機能の改善が見込めない人へのサービス提供を後退させないよう取り組むべきではないか	
☆ 千 田 良 一 君	45
1 第6期介護保険事業計画について	
(1) 介護施設に係る計画の到達度はどうか	
(2) 地域包括支援センターは順調に運営されているか	
2 第7期介護保険事業計画について	
(1) 第6期計画の総括をどう反映させているか	

(2) 民間介護事業者に担っていただく部分が更に増えると考えられるが、事業者側の環境はいかがか

議案第1号	岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について……………	53
議案第2号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について……………	53
議案第3号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について……………	54
議案第4号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
議案第5号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
議案第6号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
議案第7号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	62
議案第8号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………	63
議案第9号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………	63
議案第10号	監査委員の選任について……………	75

第 36 回 定 例 会 日 程 表

平成30年 3 月 22 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 22 日	木	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について	3 月 22 日	承 認
議案第 2 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について	3 月 22 日	承 認
議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	3 月 22 日	原案可決
議案第 4 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 22 日	原案可決
議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 22 日	原案可決
議案第 6 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 22 日	原案可決
議案第 7 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 22 日	原案可決
議案第 8 号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3 月 22 日	原案可決
議案第 9 号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3 月 22 日	原案可決
議案第 10号	監査委員の選任について	3 月 22 日	同 意

受理した議案

- 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 議案第2号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について
- 議案第3号 一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第4号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第9号 平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第10号 監査委員の選任について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
日程第 6	議案第 2 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について
日程第 7	議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 6 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 7 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 8 号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 13	議案第 9 号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 14	議案第 10 号	監査委員の選任について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成30年3月22日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成30年3月7日
告示番号 第15号
招集日時 平成30年3月22日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番 真 箆 光 幸 君	2 番 岩 渕 典 仁 君	3 番 岡 田 もとみ 君
4 番 勝 浦 伸 行 君	5 番 岩 渕 優 君	6 番 藤 野 秋 男 君
7 番 佐 藤 浩 君	8 番 永 澤 由 利 君	9 番 千 田 良 一 君
10 番 小 山 雄 幸 君	11 番 那 須 茂一郎 君	12 番 金 野 盛 志 君
13 番 岩 渕 善 朗 君	14 番 菅 原 巧 君	15 番 橋 本 周 一 君
16 番 佐 藤 雅 子 君	17 番 升 沢 博 子 君	18 番 小野寺 道 雄 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	菅 原 広 文	議会事務局次長	橋 本 雅 郎
議会事務局調査係長	千 葉 麻 弥		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	長 田 仁 君
広域行政組合事務局長	尾 形 秀 治 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	黒 川 俊 之 君	広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君
広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君	介護保険課長	山 形 雅 彦 君
介護福祉主幹	高 橋 和 夫 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	武 田 敏 君	監査委員	沼 倉 弘 治 君
監査委員事務局長	三 浦 洋 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第36回広域行政組合議会定例会

平成30年 3 月22日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（小野寺道雄君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成30年 3 月 7 日一関地区広域行政組合告示第15号をもって招集の、第36回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案10件を受理しました。

次に、管理者から平成30年度当初予算提案に当たり、平成30年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、那須茂一郎君ほか 3 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、金野盛志君ほか 2 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 5 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これにより御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（小野寺道雄君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） 次に、管理者より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 奥州金ケ崎行政事務組合からの家庭系一般廃棄物処理の一時受託について、行政報告を申し上げます。

奥州金ケ崎行政事務組合から家庭系一般廃棄物の焼却処理の委託について平成29年 7 月 7 日に申し入れがあり、このたび、この申し入れを受け入れることといたしました。

まず、申し入れの内容についてでございますが、奥州金ケ崎行政事務組合では、同組合が設置する胆江地区衛生センターの廃棄物焼却施設の延命化を図るため、焼却炉の改修や発電設備の追加などの基幹的設備改良工事を平成29年度から32年度末にかけて行っております。この工事において生じる焼却炉の休止期間中は、廃棄物の焼却を行うことができないことから、平成31年 2 月から 3 月までの間における奥州市の家庭系廃棄物の一部、600トン程度の焼却処理を当組合の大東清掃センターに委託したいというものであります。

なお、委託により生じる焼却灰については、奥州金ケ崎行政事務組合が全量を引き取るものでございます。

次に、この申し入れに対する当組合としての考え方でございますが、まず、大東清掃センターは地元と締結した公害防止協定を遵守した上で、引き続き安定した焼却処理が可能と見込まれること、申し入れのあった量は、大東清掃センターでの処理が可能な量であること、次に、過去に旧大東清掃センターで焼却施設の運転を停止した際に、平成10年 2 月から平成11年 3 月までの間、2,184トンの家庭系廃棄物の焼却処理を奥州金ケ崎行政事務組合の前身である胆江地区衛生センターに委託した経緯があること、次に、災害発生時や焼却を休止しなければならない場合におい

ては、近隣の市町村、一部事務組合の相互協力が不可欠であること、これらを考慮して、このたびの申し入れを受け入れることとしたところでございます。

なお、当組合が大東清掃センター周辺の3つの自治会と締結している公害防止協定においては、大東清掃センターで処理する廃棄物は、特別の事情がある場合を除くほか、甲を組織する町村、旧東磐井郡となりますが、この区域内から排出されたごみとすると定めております。

このため、当組合の対応について、地域住民の皆様には説明するとともに、協定に基づき公害防止協定の運用について協議していただきたいことから、大東清掃センター公害防止対策協議会の会長に対し同協議会を招集していただくようお願いをして、平成29年11月29日に会議を開催していただきました。

また、地域住民の皆様に対する説明会を平成29年12月7日から12日にかけて4会場で開催したところでございます。

その後、平成29年12月20日開催の公害防止対策協議会において、住民説明会で出された御意見を会場ごとに取りまとめて報告をして、奥州金ケ崎行政事務組合からの申し入れの受け入れについて協議をしていただきました。

その結果、公害防止対策協議会において、このたびの申し入れを受け入れることについて御了承をいただいたところでございます。

これらの経緯を踏まえまして、当組合は、奥州金ケ崎行政事務組合に対し、申し入れを受託する旨の回答を本年1月12日に行ったところでございます。

以上、行政報告といたします。

議 長（小野寺道雄君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（小野寺道雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

2 番 岩 淵 典 仁 君

15 番 橋 本 周 一 君

を指名します。

議 長（小野寺道雄君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議 長（小野寺道雄君） 日程第3、施策推進方針の表明について、先刻御報告のとおり管理者から平成30年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第36回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成30年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めております。これまで、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに住民の皆様様の御理解と御協力によるものであり、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今、地域社会は、人口減少と少子高齢化が進行する状況にあり、これに対応するためには、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要と考えております。

このことから、組合は、一関市及び平泉町が広域行政として共同処理することとした事務の効率的、効率的な執行に努め、住民の福祉の向上のため、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

一般廃棄物処理施設の整備につきましては、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において平成25年11月に策定されました、県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づき、現施設の老朽化の状況を踏まえ、新たな施設の建設候補地を早期に選定ができるよう進めてまいります。

新たな施設は、環境や安全性に十分配慮した最高レベルの技術を導入し、地域の発展に貢献できるエネルギーセンターとして整備しようとするものであり、一関市が掲げる資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンと歩調を合わせ、廃棄物の焼却によって発生するエネルギーを有効に活用する機能を持った施設となるよう構成市町と連携し進めてまいります。

施設の建設場所につきましては、地元の皆様から建設候補地として選定の要望をいただいた土地に建設することを前提として、狐禅寺地区生活環境対策協議会との協定に基づく協議を行ってまいりました。

平成29年11月、当組合では、協議会の幹事の皆様からある程度の御理解を得られれば、協議会と当組合との間で施設の建設に関する基本合意書のような文書を取り交わしたいと考えていることをお伝えをし、年内に役員体制を整えていただきたいとお願いをしたところでありますが、協議会からは、いまだ役員体制を整えたとの連絡はいただいております。

一方で、現在の施設の状況を見ますと、いつまでも先延ばしにはできず、新しい施設の建設について判断をする時期が迫っているものと認識をしていることから、今年度内に5回目の協議会幹事との協議を行い、現在の状況を伺うとともに、改めて体制整備のお願いをしてまいりたいと考えております。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活に深くかかわりのある業務でございます。一般廃棄物の安定的、継続的な処理に万全を期すため、引き続き現在の廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物のうち、牧草の処分については、一般廃棄物との混焼により焼却処分をしており、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の御理解をいただきながら、円滑に進めているところでございます。早期の処分完了に向けて、これまでと同様に住民の皆様への的確な情報提供を行い、安全安心を最優先とした処分に努めてまいります。

また、一関清掃センターごみ焼却施設で、これまでに発生した8,000ベクレルを超える焼却灰につきましては、指定廃棄物として放射線量の遮へい率が高いコンクリートボックスに保管しておりますが、飛散防止など、引き続き適切な安全管理に努めてまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰の埋立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法に加え、組合独自の安全対策により、放射性物質の適切な管理をするとともに、放流水及び空間線量等の環境測定を定期的に行って、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよう、万全を期してまいります。

焼却灰につきましては、セメント原料化により埋立て量の減量化に努めてまいります。

新最終処分場の整備につきましては、一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会を設置いた

しまして作業に着手したところであり、候補地の複数箇所への絞り込みを進めてまいります。

次に、家庭から出される一般廃棄物につきましては、リサイクルや分別に対する住民意識の高揚を図るため、再生品利用の啓発や雑紙の排出方法の簡便化などを進めてきたところでございまして、引き続き廃棄物の分別と減量化の促進に取り組んでまいります。

また、一関清掃センターと大東清掃センター管内で異なっていた指定ごみ袋につきましては、統一を図ってまいります。

小型家電回収事業につきましても、構成市町と連携し、引き続き積極的に進めてまいります。

火葬場の運営については、引き続き指定管理者による管理を行い、管理運営の効率化と利用者へのサービスの向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、制度発足から19年目を迎えます。今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、制度内容の適切な周知に努めてまいります。

今後、人口の減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成29年12月末現在34.7%であり、他の自治体と同様に高齢化が進む傾向にございます。特にも、介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者の割合が増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれることから、安定的な事業運営に努めてまいります。

平成30年度からの3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画は、岩手県保健医療計画との整合性を図るとともに、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして策定を進めてきたところであり、計画の策定に当たっては、各種調査のほか、パブリックコメントや介護保険制度説明会での住民の皆様の意見や要望を踏まえ、介護保険運営協議会で検討を進めてまいりました。

計画期間中の介護給付費は、中重度の要介護者や介護施設の増加により増額を見込んだところでありますが、介護保険料については、介護給付費準備基金の活用により、その抑制を図ってまいります。

地域包括ケアシステムの構築については、地域包括支援センターの機能強化や認知症高齢者支援対策の推進、生活支援サービスの充実・強化、介護予防の推進などの施策を推進してまいります。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加に対応するため、在宅医療と介護の連携の推進、訪問看護、訪問介護などの在宅サービスの充実に努めてまいります。

次に、認知症対策につきましては、本人やその家族を支援するため、相談業務などを専門に行う認知症地域支援推進員と保健師、社会福祉士、専門医で構成する認知症初期集中支援チームが連携をして、認知症と疑われる方や認知症の方及びその御家族と面談をして、適切に医療機関での受診や介護サービスの利用につなげるなど、住み慣れた地域で生活ができるよう支援をしてまいります。

介護予防事業につきましては、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に完全移行となりますことから、高齢者が安心して自立した生活が維持できるように、生活支援コーディネーターを中心に、自治会やNPO等による介護予防・生活支援サービスなどの提供に向けて、構成市町と連携して進めてまいります。

介護サービスの基盤の整備につきましては、特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消や居宅

サービスを中心とした介護サービスの充実に向け、構成市町と連携して取り組んでまいります。

なお、介護保険制度につきましては、第1号被保険者に該当する直前の64歳の方々、これを対象とした説明会を開催するなど、住民の皆様に対して制度を周知して、御理解をいただくよう努めてまいります。

また、人権を守り、人を大切にする介護サービスの質の向上を図るため、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催するとともに、介護人材の確保、定着に向け、構成市町と連携して取り組んでまいります。

以上、平成30年度の施策の方針を申し上げました。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備、そして、第7期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は極めて重要なものであります。

私は、組合の管理者としてその責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配して、住民の福祉の向上のため、誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに住民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げまして、施策推進の方針といたします。

議長（小野寺道雄君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

なお、時間は60分以内としますので、御留意ください。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭にお願いいたします。

那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は一問一答方式です。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） おはようございます。

11番、那須茂一郎です。

通告に従って、質問してまいります。

一関市と広域行政組合では、新しくごみの焼却炉をまた狐禅寺地区につくろうと計画していますが、これには大きく言って2つの大きな問題があると思います。

1つには、狐禅寺地区にごみの焼却施設をつくりませんという覚書があり、その覚書を守らないでごみの焼却施設をつくろうとしていることであります。

まず、最初に、平成30年1月25日付の一関地区広域行政組合の「狐禅寺地区の皆さまへのお知らせ」の広報の内容の問題です。

A3用紙にびっしり書かれており、全部紹介するには時間がかかりますので、肝心の部分だけ引用させていただきます。

この広報、3の（2）の協定書、覚書等についての欄、「反対する方々には覚書というもの存在、なぜ狐禅寺なのかという疑念がかなり強くあると率直に感じたことから、理解をいただく努力をさらに続けていかななくてはならないと思っております。覚書につきましては、約束を破るつもりは全くありません。誤解があればその誤解を解いていく、丁寧な説明に心掛ける、そういうことで理解をいただくよう最大限の努力をしていくという考えに変わりありません」、次の項目は、「幹事の皆様との協議は、平成12年12月27日に一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会において締結をした協定書の第7条第1項第1号の、「施設の新設、改造、増設又は更

新等により、内容を変更しようとするときは、事前に協議すること」に当てはまると考えています」、次の項目は、「協定書がまず本来あって、細目的な事項を定めるために覚書というものがあるのが普通の形であろうと認識しております。新しい施設の提案をさせていただくときは、協定書に「事前に協議すること」と記載されておりますので、協定にしたがって協議しているものです」とあります。

しかし、ここに、一関市なり広域行政組合がごみの焼却施設を進めてきた根本的な問題があるのではないのでしょうか。

協定書と覚書、この広報ではどう読んでも協定書が優先すると解釈されます。そして、この協定書の第7条第1項第1号にあるように、新しく建設することは、この協定書にあるのだから、何の覚書等の問題も侵していないと今まで主張なさってきたわけです。

しかし、日本の法律は、協定書、覚書があったとき、どちらが優先するのでしょうか。

協定書は一般法に、覚書は特別法に適用されるとあります。そして、特別法と一般法の関係は、法律適用の順序に関して重要であるとあります。そして、特別法は一般法に優先する原則に従い適用するとあります。この狐禅寺地区のごみ焼却施設に関しても、この法律適用順序は適用されるものではないのでしょうか。

そして、この広報の3の(2)の解釈は誤りで、正確な日本の法律の適用解釈で改めて広報を配布いただけないのでしょうか。

次に、2つ目の問題です。それはどこで焼却しても環境汚染の問題は発生します。まだごみは燃やさなくてはならないと多くの方は思っていることでしょう。しかし、どこでごみを燃やしても大きな環境汚染になると言われています。

燃やすことにより有害なガスが出ます。かの有名なダイオキシンばかりではありません。焼却炉の中は1,000度以上にもなり、ごみの中のさまざまな物質に空気の中の酸素と反応させる、焼却というのは酸化させる化学反応のことですから、多種多様な化学物質が出てきます。水銀やカドミウム等の重金属類、最近注目されてきた認知症、アルツハイマー症の患者の脳に多いとされるアルミニウム等、気体となって周辺に漂うと言われています。酸性ガス類、PM2.5類、このほかにも汚染物質はたくさんあり、空中に放出されます。言われているように、安全安心の施設はないと思います。

燃やせば灰が出ます。焼却したごみの10%前後出ると言われています。この灰をエコセメントの名のもとにセメント原料に入れていると言っていますが、それを使っている東京の多摩地方のセメント工場の周辺では環境汚染が報告されています。

このように、どこにつくっても、ごみの焼却は問題があります。現実にはこれらが焼却によって放出されると知ったら安全安心の施設ではありません。その地域の住民負担が多くなる焼却施設でなく、分別を強化してごみを資源化する努力が必要ではないのでしょうか。

次に、奥州金ケ崎行政事務組合からごみを受け入れる計画なそうですが、これについてお尋ねします。

期間や量はどのくらいかお尋ねします。これは先ほどの行政報告の中で報告がありましたから、答弁は省略してもかまいません。

単純に地元で扱っているごみの収集の延長や増量ではなく、少しでも分別を強化する方法はできないのでしょうか。こちらでもかつては受け入れてもらったことがありました。しかし、ごみのやったりとったりではなく、分別をしてごみの減量、資源化を図る必要があるのではないで

しょうか。

よく一関の焼却炉を持ち出して、故障したらどうするのだと、これらを受け入れてくれるところがあるのかと論が出たことがありました。やはり、こういうことを他山の石としないで、少しでも対策を講じておく必要があるのではないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴、ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様との協議についてでございますが、この幹事の皆様方と協議をしてきているところでございますが、この協議は、狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定、この協定に基づいて行っているものであり、法的な問題があるとは思ってございません。

協定と覚書の関係については、まず協定書があり、その細目を定めるために覚書がある、そういう認識については従前から申してきているところでございますが、その考えに変わりはございません。

次に、一般廃棄物の処理方法についてのお尋ねがございました。ごみを燃やさないで処理する方法を検討すべきであろうという議員の御意見でございますが、この質問については、全く同じ質問が昨年7月の組合議会、一般質問で議員から質問されており、それ以前にも同様の質問が何度もございました。その都度、組合としての考え方を答弁させていただいてきたところでございます。今回も同じ質問でございますので、繰り返しにはなりますが、組合としての考え方を答弁させていただきたいと思います。

現在、計画している新施設はもとより、現在の一関清掃センター施設、大東清掃センター施設ともに、大気汚染防止法、ダイオキシン類の対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令で定められている排出基準に基づいて施設の運営管理をしているところでございます。また、測定結果については、組合のホームページなどで公表しているところであり、数値はいずれも基準値を大幅に下回っております。このことから、焼却による処理は安全に行うことができていると認識しているところでございます。

また、一般廃棄物の排出をできるだけ抑制していくことが望ましいことから、ごみの分別やリサイクルを促進するため、住民への周知のチラシを作成して各世帯に配布するなど、廃棄物の発生抑制に取り組んでいるところでもございます。

なお、一般廃棄物の中には、衛生上の観点から焼却処理が望ましいものがございますが、また、突発的な災害等によって発生する廃棄物の処理に対応するためにも、焼却施設の整備というものは必要であると考えております。

次に、奥州金ヶ崎行政事務組合からの家庭系一般廃棄物の一時受託についてでございますが、先ほど行政報告において報告したとおりでございます。省略してもよいという申し出がございましたが、せっかく答弁を作成いたしましたので、答弁させていただきたいと思います。

受け入れる期間は平成31年2月から3月までの間、受け入れる量は600トン程度ということでございます。

以下は省略します。

次に、奥州金ケ崎行政事務組合から受け入れる奥州市の家庭系一般廃棄物の分別についてでございますが、奥州市の分別基準については大東清掃センターと同じ基準でございます。したがって、奥州金ケ崎行政事務組合から持ち込まれる家庭系一般廃棄物をさらに分別するということは、今のところ考えておりません。

また、管内の家庭系一般廃棄物の分別については、当組合ではこれまで住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、燃やすごみ、燃やせないごみ、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器、包装、紙類、この7種類に分別することで燃やすごみの減量化と資源化を進めてきたところであり、この取り組みが定着していると認識しているところでございます。

さらに、当組合では、従来からの分別回収に加えまして、平成26年1月から小型家電の回収を行い、平成29年2月からは雑紙の排出方法の簡便化を進めているところであり、構成市町においても有価物の集団回収や古着回収のほか、都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトとして、東京オリンピック・パラリンピックのメダルをつくるために、小型家電の回収の呼びかけを行うなど、廃棄物の分別に取り組んでいるところでございます。

分別の徹底による廃棄物の資源化については、極めて重要なことであると認識しておりますが、分別項目の追加は、まず住民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございますことから、受け入れを行う業者の体制を整える必要がございます。このことから、現時点ではその予定がないというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） まず、質問前に、この「狐禅寺地区の皆様へのお知らせ」の発行責任者は、どちら様でしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） このお知らせの、お持ちであれば御確認いただければと思いますが、お知らせとした右隣のほうに「一関地区広域行政組合（一関市・平泉町）」という構成団体が記されてございます。組合が発行したものでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 組合が発行したものというのであれば、管理者である勝部市長ということによろしいわけですね。そういう形で進めてまいりたいのですけれども、よろしいですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） すみません、今の御発言の意味がちょっとよくわかりかねました。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 発行責任者は書かれていませんけれども、先ほど答弁あったように「一関地区広域行政組合（一関市・平泉町）」でありますので、その長たちでよろしいわけですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） このお知らせの内容、つまり一関地区広域行政組合として狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様、15名の皆様に御案内を差し上げ、御参集いただいた、その顛末をこのような文書にして地区の皆様に配布しておりますので、そういう組み立てから申し上げれば、まさに組合でございまして、広域行政組合でございまして。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そこのところね、広域行政組合なのか、その長たる方なのか、それとも担当者なのかということをまずいろいろと、あちらこちらでこの文書に対してお聞きしますけれど

も、そのところをお聞きしたいわけです。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今の質問にありましたけれども、まず担当者ということはありません。組合として発行しているのですから、その組合の管理者である私です。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それであればよかったです。

では、内容的に質問してまいります。

先ほどの一般法、特別法ということでお話ししましたがけれども、そういうふうな意味は御存じですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 法律上の概念として承知しております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 私も法律辞典という本がありまして、そのものに従って質問してきたわけですがけれども、まず協定書は一般法に、覚書は特別法に該当するということは御承知ですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） そのようには思っておりません。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 何回もこういうことは質問してまいりましたがけれども、ここは確かに一関地区広域行政組合の議会であります。しかし、実際にこの法律は日本の中で適用されるといいますので、もう少しこのレベルでお話ししたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

いいですか。普遍的に適用される法が一般法であり、特定の人、地域、事項などに限って適用される法が特別法であると、こういうことは御存じですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 法学上の概念として、いわゆる一般法、特別法といったものは、そういった整理がされているということは承知しております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それであれば簡単ですね。協定書は一般法に、覚書は特別法に該当するという形なのですがけれども、事項によって決めているのが覚書ですから、そういうふうに解釈してよろしいわけですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） なぜ、その協定書が一般法で、覚書と言われるものが特別法なのかという、先ほど来そのお話をなさっている、そのところがよく理解できません。もしも、反問という形をとらせていただければ、どういうことでそれが、協定書が一般法で覚書が特別法だということになるのでしょうか。反問の御許可をお願いしたいと存じます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） ここに文書があります。この文書の中で、普遍的に適用される法が一般法であり、特定の人、地域、事項などに限って適用されるのが特別法であると、ここの文書の中に法律的な文書に書かれていますけれども、それは御承知ではないのですか。この本は、現代法辞典という本の中にあります。たしか図書館なり、この事務局あたりにないものでしょうか。この中で書かれている法律の部分です。ですから、どう解釈しようと、この法律に基づいて解釈すれ

ば、協定書は一般法に、それから特定の人、地域、事項などに限って適用される、つまり、その事項によって書いているのが覚書であります。それは特別法ではないですか。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君に申し上げます。

本議会は法的な問題を議論する場ではなくて、施策についての議論する場ですので、その点について留意して御質問願います。

（不規則発言あり）

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） そういった理解だということはわかりました。

それでは、なぜその協定書、覚書が一般法、特別法という関係に当たらないと考えているか、そのことについて申し上げさせていただきたいと思います。

まず、一般法、特別法ですが、いわゆる一般法というのは、ちょっとすみません、少々長くなりますが、きちんと答えさせていただきたいと思いますので、お許しを願います。

まず一般法でありますがお申し出のとおり、広く一般的に適用される法律であります。その一般法に対して特別法というのは、あくまでも一般法に対してであります、特定の分野であるとか事柄であるとか人であるとか、自然人、法人を問わず人であるとか場所であるとか、そういったことを限定して扱うもの、それが特別法であります。ですので、一般法と特別法というのは、あくまでも法律同士の関係をいっているものであります。

例えば、民法が一般法で、商法が特別法というようなことが言われます。あるいは、その商法を一般法として、今度は例えば金融商品の取引に関する法律でありますとか、手形法でありますとか、そういったものが特別法と、そういったような関係性にあります。

ポイントとしましては、あくまでもそれは法律の話であります。その法というものが社会全般を規制する規律でございますので、その法律と法律で重なっているような部分があれば、どちらが優先する、劣後するということを発揮しなくてははいけません。したがって、例えば法律の名称であれば、何々特別措置法であるとか何々特例法であるとかというような名称自体で分けている、あるいはその条項の中に、何々の規定にかかわらずとか、何々特別の定めがある場合とか、そういったような整理をしています。ですから、それははっきりわかるような形にしております。それは、その法による秩序といったものを守るためには、やはり一般法、特別法といったものを整理して、どちらが優先する、どちらが劣後するといったことを発揮させなくては法による秩序が保てないので、そういった混乱を避けるためにそういったようなことが行われているものが一般法、特別法であると考えております。

対しまして、協定書、覚書でありますがおし上げるまでもなく、協定書、覚書に関しては、これは、いわゆる契約であると考えております。あくまでも、その当事者間が合意したこと、合意した内容を文書化して残してあるものが協定書、覚書であると考えてございまして、私ども、かつての一関地方衛生組合が狐禅寺地区生活環境対策協議会の皆様と結んだ協定書、覚書も契約でございます。どちらも同じように重要なものであります。

その関係でございしますが、一般的に覚書は、協定書等において明確にうたわれていないものの協議の段階で両者が合意した事項であるとか、協定の運用に当たっての細目的な事項などを確認するために取り交わすものと、このように解釈をしてございました。したがって、平成12年当時に結ばれた御指摘のこの協定書、覚書につきましては、協定に基づく細目的な取り決めと、このように理解をしております。

昨年行われました、ただいまお話ございました第4回目の協議会幹事の皆様との協議におきましても同様の質問がございましたので、協定書がまずあって、細目的な事項を定めるために覚書があると、そのようにお答えをしたところでございますし、先ほどのお話のチラシ、お知らせのほうにもそのように書かせていただきました。

それから、先ほど壇上での御質問の中で、覚書を守っていないというような話があったのですが、覚書は守っております。

それと、もう1点、この質問の要旨の中に法的な問題があるというお話がございましたけれども、法的な問題があるとは思っておりません。そのことについて、またさらに申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） いいですか。一番、この中でこういう文書を出したことに對して、はっきりとしたことは、覚書と協定書の関係ではっきりした法的な位置づけを知っていないのか、知っていてやってきているのか、そういうふうな大きな問題があるから、この広報を取り上げたわけですね。

今、副管理者がお話ししたように、覚書や協定書があって、そして協定書が優先するような話をされていますけれども、覚書と協定書ですね、この意味をしっかりと法的な基準でわかってお話しいただきたいと思いました。

いいですか、協定書があって、その事項によってやはり決めているのが覚書ですよ。それは、特別にやはり書いたものなのですね。それが優先しなければ何のための覚書なのですか。私はそのように、法律の順番が、適用順序があると、これが当たり前の話ですよ。今まで皆さん方はそういうことをないがしろにして進めてきた、ここにこの文書、この広報の中において、はっきりと書かれている、これをやはり是正してほしいと思いますけれども、どうですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議員が問題と、法的な問題があるとこの質問の通告のほうにも書いてございますが、法的な問題というのは、何に對してどのような法的な問題なののでしょうか。その辺をお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 何がどのようにというのは、例えばその協定書と覚書の適用する順序が間違っているということです。おわかりですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 答弁をいたします。

適用する順序というお話でございましたが、適用する順序というものは、この協定書、覚書にはそういったものは書いておりません。どちらを先に適用するとかしないかということは書いてありません。これは、書いてあればそれに従うことになります。しかし、協定書も覚書も同様な効果を持っています。もしも、書いていないのであれば、それは甲と乙、この協定書、覚書を締結した当事者同士が話し合っただけで決めることであります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 書いていない、書いていないのであれば、どういう順序をやるのですか。そうであれば、私が言っているように、特別法であれば一般法より優先して適用していくと、ということではありませんか。書いていないからこそ、今、私が言っていることです。ですから、

書いていないと言って、この広報は協定書がまず本来あってというやり方は間違っていると、そういうふうに思います。書いていないから、なおさら、やはり法律の順番に基づいて、順序に基づいてやるのだと、こういうことではありませんか。

議 長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 何度も申し上げますが、あくまでも一般法、特別法というのは、法律というものに関しての話であります。そのようなことの整理をしておかないと、法による秩序といったものが混乱されるので、そういった整理をしております。

一方で、協定書、覚書は、平成12年当時にまさに甲と乙が締結した契約の一種でございます。したがって、その取り扱いについては甲と乙が決めることになります。そういったことでございます。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そこが一番大切なところでありますね。今まで狐禅寺地区に建設しようとして進めてきたこと、その解釈が私は間違っていると思います。ちゃんとこの中にコピーをとってきましたけれども、あります。法律適用の順序に関しては重要であると、「特別法は一般法に優先する」の原則に従い適用されるとあります。一般法に優先する原則に従い適用されると、順序が書いていないからこそ、この原則が適用されるのではありませんか。そう解釈しませんか。

議 長（小野寺道雄君） 傍聴人に申し上げます。御静粛にお願いいたします。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） どうも、その一般法、特別法に誤解があるようだと私は思っています。その全体的なことを書いてあるのが一般法で、個別、限定的なことを書いてあるのが特別法だというような誤った解釈に立てば、確かに那須議員がおっしゃるような、協定書があたかも一般法で、覚書があたかも特別法であるというような誤解を生ずるのかもしれませんが、先ほど来申し上げておりますとおり、一般法、特別法というふうな整理のことと協定書、覚書という当事者同士が結んだ契約とはおのずと性格が異なるものでございますので、先ほど来議員がおっしゃっている議論は当てはまらないものでございます。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） この前、一関市議会でもそうでしたけれども、私たちの中ではそうであるかもしれません。しかし、この法律が適用される上のレベルでは、私が言っていることが正論ではありませんか。あなたたちが答弁されることに対して、これは特別な解釈ではないかなと思いますね。なかなか理解に苦しむような解釈がずっと続いています。

では、改めまして、覚書を侵さないと、侵していないと、侵したときというのは一体どういうことですか。

議 長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） この協定書、覚書に違反するときに侵したときであります。つまり、例えば今のお話であれば、覚書にはこのようなことが書いてあります。「ごみ焼却施設の建設について、一関地方衛生組合のごみ焼却施設は、狐禅寺地区に建設しないことといたします」と書いてあります。この覚書をこのままで建設すれば、それは違反したことになります。

議 長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君に申し上げます。

同じ質問の繰り返しになっているようですので、視点を変えて質問をされてはどうでしょうか。

11 番（那須茂一郎君） 答弁がなかなか普通の法律の解釈になっていないので、その点でやはり繰

り返して質問をしているわけです。

いいですか、覚書にということは、このままの状態で建設した場合、覚書に反すると、ですから、覚書なり、それから合意事項を変えたいという考えがあるわけですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 昨年の11月27日の第4回対策協議会幹事との協議において、そのようなことを申し上げております。先ほど、壇上からも管理者からございましたが、ある程度の御理解が得られれば、基本合意書のような文書の締結に向けて協議をしたいと、そういったことでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 整理しますと、協定書、覚書の適用順序に対して、もう一度内部で整理していただきたいと思うのですが。そして、やはり改めて検討して、やはり狐禅寺の皆さんに正確な法的な解釈に基づいた広報を出していただきたい、そう思うのですけれども、その点は返事がない、なかなかそのとおり答弁いただけないようなので、まずお願いしておきます。

それから、焼却の関係ですね、これに対しては何度も何度もやはり質問します。これは、やはり大きな問題があり、そして、どうしても焼却炉をつくらなければならない、そして、仮に狐禅寺地区以外であっても、つくる場所に対して周辺の住民に大きな負荷がかかることであると私はそう認識しております。ですから、焼却炉をきちんとつくらないで、その分、やはり分別して対策をしていくのだということが非常に大切であります。

焼却する煙に関しても非常に大きな問題があります。

先日の岩手日報の「声」の欄に、中学生がたばこの副流煙についてお話ありました。ぜひ、その中では、たばこを吸わないように、副流煙に対して非常にやはり悪いものだとは私たちは勉強したとありました。ですから、たばこの副流煙でさえも、盛岡の中学生の「声」の欄で載せておられました。そして、焼却炉は、たばこの何百倍か何千倍もあるような直径で排出されるわけですね、排気ガスが。ですから、その中で多くの悪いガスが出ているのだという話ですね。

何度もこの場で、どういうものが出るかということに対してはやりました。まず、焼却炉の中は1,000度以上にごみの化学反応が起きるわけですね。そういうふうなものが気体となって出ていくのだと、これが大きな問題になっていると、これは普通の常識であります。そして、そのガスが安全安心という形の分は決してないわけです。そうであれば、どこであっても温泉みたいに引き入れたってかまわないわけですけれども、だれ一人それをやろうとしていません。ですから、その決めたガス、排気ガスですね、それはどういうふうなことから見て、基準値だから安全だと言われますけれども、どういう部分が安全だというふうにお話しなるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 各種の関係法令に適合しているということは先ほど申し上げたとおりでございます。その測定結果につきましても、国の環境基準、あるいは自主的に定めた環境基準、そういったものを大幅に下回ってございますので、安全に処理ができていると考えております。

今、その最後のほうでお話しになったところに関しては、ちょっと質問の意味がわかりませんので、答弁をいたしかねます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 決められたこととありますけれども、環境省の基準の中に重金属等の部分はありますか。

議長（小野寺道雄君） 菊池事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

事務局次長兼大東清掃センター所長（菊池覚君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

議員御承知のとおり、前回の質問等々でもお答えをいたしたところでございますが、4項目にわたって公害防止協定書等々で定めているところですが、窒素酸化物であるとか硫黄酸化物であるとか、そういった基準が定められているところでもあります。今お話ししましたが、硫黄酸化物であるとか、塩化水素であるとか一酸化炭素であるとか、そういったものが定められているところでもありますし、4月からは水銀についても新しく法律が施行されて適用されるということになっているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 先ほど紹介しようと思った新聞記事が見つかったのですけれども、中学生の、日報論壇に、たばこについて調べたところ、たばこの先から出る煙を副流煙といい、多くの有害物質が含まれているという記事があります。ですから、前に一関市議会かどこかで、中学生でもわかるようなことと言ったら、その職員が何だ、おれは中学生以下かということで、やはりそういうことを言われたことがありましたので、結構、今、若い人たちはいろいろなことで勉強しているなというふうな感じがしました。

ですから、今、煙突から出るガスについて一部話していただきましたけれども、しかし、それだけではないのですね。かなりのいろいろなことがガスから出ると。そして、焼却する自治体が少しずつ減り、やはり燃やさない自治体が増えていくという話は聞いています。ですから、どこに例えばつくっても、やはりこの公害といいますか、煙害といいますか、その問題が出てきます。ですから、原始時代からごみは貝塚みたいに防ぎようがないのですけれども、燃やさない方法で検討していくのだと、これは非常に大切なことではありませんか。

先ほど、管理者の答弁で何度も何度も質問されると言いますけれども、何度言っても、やはりこういうことが一番大切であります。

今現在、狐禅寺の皆さん方に対しては、50年間にもなってまた続くということで、やはりその害に対して、科学的なことよりも、むしろ感覚的に思っただけで反対している方が多いと思いますけれども、それは当たり前のことでもあります。これを好んで、排ガスを好んで進めると、そういう方がいらっしゃるのでしょうか。

私は、いろいろな形でエネルギーの循環型ということで施設をつくるので、狐禅寺ではなくてもやはりあるのではないかという話も前にされましたけれども、どこか誘致したいというところがないのでしょうか。その点は検討しないで、そこだけということですか。よその地区では何カ所か選定してやっていくという話も聞いていますけれども、今、なお、狐禅寺にだけ一点張りで押し通していくという考えでしょうか。そのところをもう一度お願いします。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 少し整理をして考えたほうがいいかなと思うのですが、今の状況は、狐禅寺地区に対して我々のほうから、新しい施設について提案をさせていただいたというのがまず最初にあります。そして、それを提案をしたあとに、今度は地元住民の方から用地の提供のお話がありました。議会でもそれは議論をさせていただいて、その用地が建設するに適しているかどうかの調査をさせていただいた。そういう状況で、具体的な施設の内容等について、今、幹事の皆様といろいろ協議をしている最中でございまして、そういう段階にある中で、ほかの地域にどうの

こうのという話はこちらからは今の段階では話すつもりもございませんし、もし、そういうことに場面が変わるとすれば、それはまた別の問題となってくると思います。今の段階では狐禅寺地区に新しい施設を提案して、用地の申し入れがあって、そこを調査して、そして、その考えている施設の内容等について説明をさせていただいていると、そういう協議の途中でございます。そのこのところをしっかりと認識いただきたいと思うわけでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 繰り返しになりますけれども、そういうふうに進めること自体が覚書に反していると、そういう認識はないわけですね。それは非常に私は残念だと思います。覚書があるのだったらつくりませんと、つくるための画策はできないことになっていますね。ところが、それをやってきたことが今の混乱を招いていると、私はそう思っています。ですから、もう一度やはりもとに戻って考えていくと。その中では、どこにつくっても、やはりごみの焼却施設ということに対しては、私は覚書があろうとなかろうと、私は問題があると思います。

ですから、2項目めの分もあるのですけれども、しかし、燃やさないやり方でやれば、私は発展性が出てくると。一関の市長であれば、産業の構築ということをよく口にされました。そして、その中で、誘致企業は難しいけれども産業の構築ならということで、かなり力を入れているという話をお聞きして、いろいろな政策に見受けられます。ですから、ごみを分別して、それぞれの産業を興していく。今現在、例えば雑紙については協力しているという話をされましたけれども、しかし、そのほかのものを、携帯や何かの貴金属ばかりではなくて、やはり紙だって布だって、それからポリだって、それから生ごみだって、みんな大きな産業化の芽が出ています。それに対して、私はめざとく産業の構築を図るべきだと思います。燃やさなければ大きな産業ができます。そして、燃やして、例えば計画があれば何人、そうですね、雇用を聞いてもそんなに多くの雇用はできないと。そして百何十億という計画予算が出てくると、そういうことで、私は今現在こそ改めて考えるべきだと思いますけれども、そういうふうな考えには立ちませんか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員のおっしゃっていること、何となくわかります、何となくですけれども。というのは、2つのことが1つの枠の中でなっているのかなと思います。

1つは、覚書がある、それを守らないでやるのはだめだと。守っているのです。覚書の内容は「つくらない」のです。そこまでまだいっていないのです、先ほど言ったとおり。

そして、昨年11月に幹事の皆様方にこちらからお話をさせていただいたように、合意書のようなものを締結したいのだというこちらの気持ちは伝えました。そのために体制を整えてほしいということをお話しさせていただきました。そこで初めて覚書についてどうしましょうかということ、覚書のお話、議論になっていくわけです。まだそこまでいっていないのです。その段階で覚書を守っていないとか、そういうことは当てはまりません。

それから、その話と、ごみは燃やさないで処理すべきだという、そのところがどうも、もう少し明確に区別して、分けて議論していったほうが良いと思います。

我々のほうも、組合としても、なるべく燃やす量を減らして、そして分別をしっかりと行って、分別をすれば、それはごみでなくて資源になるものもございまして。そういうものでどんどん資源をエネルギーに変えていって循環させていくというのが今の考え方でございまして、そういう中で、議員がおっしゃるように燃やさないで処理する方法を検討すべきだと、検討しているのです。ただ、一切燃やさないでということには私はこれはなかなか領けないところがあります。現

時点での状況を考えますと、一切燃やすのをやめてということになると、責任ある行政として対応できかねる部分も出てきますので、やはりどうしても燃やさなければだめなものも現にあります。そういうものは燃やしていく。ただ、燃やしたあとの焼却灰等についても、しっかりとそれをさらに資源化をして有効に使っていく、これが資源循環型の考え方でございますので、そういう考え方で今取り組んでいるところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 資源循環型と言えば格好がいいのですけれども、中身は燃やすことに変わりないのですが、いいですか、燃やさないで、先ほどの一番最後のほうですけれども、焼却灰をセメント原料か何かに回すのだという話のことかと思えますけれども、そういうふうに行っている地域がありました。そこで、やはり報告を聞きますと、そういうセメント工場ですね、環境が汚染されて、やはり粉じんの中にごみの灰も混ざってきているという報告を聞いています。そして、エコセメントの周辺では子供たちのぜん息の患者も多かったと。しかし、その患者は転地療法すれば治ったということは、やはりはっきりとそのエコセメントの工場が汚染されているのではないかという話がありました。ですから、埋立てを省略して少なくするためにエコセメントに回すのだと言いますが、そこもやはり大きな問題が出てくるのだと。そういうのに私は一関市が加味することはあってはならないと思うのですね。やはり燃やさないで行っている、そういう自治体の報告は聞いたことはありますか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、議員がおっしゃったエコセメントのところで、有害物質が出されているとか、そういう話を聞いたことがあるとか、何かに書いてあったとか、そういうのを具体的に、もしそういう情報を現に議員がお持ちであれば示していただければと思います。我々としても、こういう話があった、こういう話が聞こえてきただけでは、それをもって組合としての方針を立てていくわけには、なかなかいきません。あるいは、煙突から有害物質が出されているというお話もそうですけれども、そういう話は我々とすれば、今、よりどころとしているのは国の基準です。その国の基準をさらに上回ったところでもう少し厳しくすればいいのではないかというお話かとは思いますが、国のほうでも一回基準を決めて、あとは何もしないというわけではございませんので、そういうあたりは、もうちょっと専門的な知見を、この組合議会の場合がいいのか、国政の場合がいいのかわかりませんが、いずれ、研究者の方々の研究内容等も注視していく必要がありますけれども、国としてそういう規制の数値を今後どうするかということは十分考えていくのは当然であって、考えていると思いますので、私どもとすれば、やはりその国の基準に沿って、従って進めていくというのが、今とるべき責任あるやり方だと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） なかなか、少しは聞いてもらえるのだと。

それで、直接管理者に対しては恐れ多いので、担当のほうに機会があるごとに、では、これからはそういうふうな、私なりに手に入れたり寄せられた情報は伝えていきたいなと思っていますけれども、あとで窓口の紹介をしていただきたいと思います。

エコセメントのその問題は、東京都の「たまあじさい」に書いてあります。西多摩にそういう会があって調べた報告がありました。そこで、やはりエコセメントで焼却灰を使ったことに対して、さまざまなやはり公害が発生している、物質が出ているという話がされました。そして、今現在、例えば環境省で決めた基準以上のものが排ガスから出ているのだと、そういう報告もさま

ざまな方たちから寄せられています。そういうのを真摯に受けとめて、やはりやってほしいなと思うのです。それは、反対する住民ばかりではなくて、賛成する住民なり賛成する方々、そして多くは一関の大きな環境問題に対して影響してきます。ですから、焼却することによってさまざまな汚染物質、汚染される環境の汚染が注目されていますので、そういう情報は、やはり担当のほうでも正確に捉えて管理者のほうに伝えてほしいと、私はそう思ってこの質問を終わります。いろいろとありますけれども、少しずつやはりこういう環境問題に対しては、将来の子供たちのためにも、そして地域の皆さんのためにも、やはりいい形で進めてほしいと、私はそう願っております。

質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

傍聴席に申し上げます。御静粛にお願いいたします。

次に、藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の質問は、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 日本共産党の藤野秋男でございます。

私の一般質問を行います。

まず、最初に、新焼却場の施設建設について、基本的な考え方についてお伺いをいたします。

新焼却場設置場所については、当然住民合意が基本であり、強引な建設は絶対すべきでないことは議論の余地のない当然の行為であります。その上に立って、施設建設についても、人口減やごみの減量対策など、徹底した資源化対策を行った計画が必要だと思います。今やどんどん燃やし、どんどん埋め立てるといった状況ではありません。焼却の安全性はもちろんですが、最終処分場である埋め立て地も将来において管理していかなければなりません。それを考えれば、減量策や再資源化に取り組むことは当然であります。これらを念頭に、焼却処理方式や施設の規模について検討しているのでしょうか。現段階までの進捗状況についてお伺いをいたします。

また、広域行政組合は、最終処分場の候補地選定の本格的な検討に入りました。施設を長く活用していくためにも、今後、焼却灰の検討、あるいはそれらを受け入れる業者との協議なども報道されておりますが、現在の状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

新焼却施設の建設を機に、可燃ごみを燃料と捉え、焼却熱を有効活用した施設建設をと示していますが、可燃ごみを燃料として活用する以前に、徹底した減量化と資源化を図る計画を基本とすべきではないでしょうか。

私は、この間、一関市が策定している廃棄物減量基本計画について一般質問を行いました。5年間で10%の削減では不十分だと指摘もしてまいりました。そこで、一関地区広域行政組合としては、ごみの減量化、資源化に向けた取り組みを今後どのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

次に、第7期介護保険事業計画についてお伺いをいたします。

平成30年度から32年度を計画年度に第7期介護保険事業計画がスタートいたします。この計画は、第6期の計画実施に伴い、いろいろな課題が浮上してきたと思います。それらを踏まえた取り組みについて具体的にお伺いをいたします。

1点目は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームに対する相談が私たちにも多数寄せられておりますが、組合に対する相談件数や実態の把握、あるいは待機者数の推移など、ど

のように捉えているのかお伺いをいたします。

2点目ですが、認知症については、軽度であっても5年以内には5割の方々が重度化する、そのようにも言われています。運転操作ミスで事故を起こした、あるいは徘徊で悩んでいるという家族の話もしばしば耳にいたします。今後、団塊の世代が対象になってまいりますと、ますますこの問題は深刻化する問題であります。組合として実人数、あるいは実態をどのように把握しているのかお伺いをいたします。また、第7期計画では、このように増加する認知症高齢者をどう捉え、対応していくのかお伺いをいたします。特に、本人家族を含め軽度者への対応が、その後の事態にも大きく影響すると推察することができます。どのような事業、どのような支援策を今後行っていくのかお伺いをいたします。

3点目は、平成27年度の介護報酬の引き下げにより、介護事業者においては働く方々への待遇改善、人材の確保や施設整備等含め運営が大変厳しくなっておりましてと話しております。いろいろな形で行政支援をお願いしたいとも話しておりました。このような施設の実態把握と支援策についてもお伺いをいたします。

最後に、介護保険料について質問をいたします。

この間、示された第7期での基準月額、771円の引き上げとなると説明しております。大変大幅な引き上げであります。御存じのように、高齢者の多くが年金生活者であり、その年金は依然引き上がっておりません。被保険者にとっては非常に思い負担となるのではないのでしょうか。国保税とあわせ、介護保険料の滞納者がふえないか心配しております。

そこでお伺いをいたします。

現在の滞納者数と、これまでの滞納によって給付の制限を受けている人数があるとすればお伺いをいたします。年を重ね、介護が必要な時期に介護が受けられないようなことがあってはなりません。保険料の軽減と介護者へのさらなる支援策を求め、この場での質問を終わります。

御清聴、ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

まず、新たな一般廃棄物処理施設の処理方式や規模についてのお尋ねがございました。

平成29年3月に策定いたしました廃棄物処理基本構想において、その基本方針を示しているところでございまして、処理方式については7種類の方式から検討を進めることとしております。また、施設規模につきましては、日量で105トンと見込んでいるところでございます。

次に、焼却灰の資源化に向けた受け入れ業者との協議の状況につきましては、一関清掃センターから発生する焼却灰のうち、主灰をセメントの原料として活用する計画でございます。平成29年度は受け入れ業者において、その性状試験を行い、受け入れ業者からは受け入れに問題ない結果であったと聞いております。このことから、平成30年度予算案には、主灰の一部ではございますが、処理及び運搬経費として3,024万円を計上したところでございます。セメントの原料として活用する取り組みを進めてまいります。

今後のスケジュールとしては、4月に運搬業者の選定を行います。その後、8月から受け入れ業者への搬入を開始することとしております。

次に、当組合としての廃棄物の減量化と資源化の取り組みについてでございますが、従来からの分別回収に加えまして、平成26年1月から小型家電の回収を行っております。平成29年2月か

らは雑紙の排出方法の簡便化を進めているところでございます。

廃棄物の減量化については、構成市町においても有価物の集団回収でありますとか古着の回収のほか、飲食店で食べ残しを減らす3010運動の呼びかけ、あるいは都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトとして、東京オリンピック・パラリンピックのメダルをつくるために小型家電の回収を呼びかけているなど、力を入れて取り組んでいるところでございます。当組合としては、引き続き構成市町と連携して、これらの取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、第7期の介護保険事業計画についてでございますが、まず、第6期の計画期間中における特別養護老人ホーム、それから認知症高齢者グループホームの入所待機者の数の推移でございますが、組合管内の特別養護老人ホームの入所待機者数は、平成27年4月1日現在と平成29年の4月1日現在を比較しますと、794人から116人減少して678人となったところであります。このうち、在宅の臨床待機者は263人から53人減少いたしまして210人になりました。さらに、そのうち、早期に入所が必要な方は172人から32人減少して140人となっております。

また、認知症高齢者グループホームの入所待機者数は、これは組合独自の調査となりますが、平成26年7月31日現在と平成29年4月1日現在を比較しますと、施設入所者を除く実人数で75人から10人増加して85人という数字となっております。

次に、認知症の方の実人数についてでございますが、これは組合としては把握していないところでございます。

なお、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでは、65歳以上の高齢者のうち認知症の方の割合の推定値を約15%としているところでございまして、これを当管内の高齢者の人口に当てはめますと、管内の認知症の方は、平成30年2月末現在で6,600人ほどと推計されるところでございます。

次に、認知症ではないかと心配される方に対する支援でございますが、認知症地域支援推進員の講話でありますとか、認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、認知症に対する正しい理解と対応の周知に取り組んでいるところでございます。

軽度の認知症高齢者への支援については、認知症の早期の診断と早期対応体制の構築が重要となりますことから、第6期計画の中で直営の地域包括支援センターの中に専門医、保健師等の専門職種により構成される認知症初期集中支援チームを設置するとともに、期間型及び機能強化型の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置いたしまして、継続的、包括的に取り組んできたところでございます。

第7期の計画においては、さらに認知症地域支援推進員を2人増員いたします。認知症の高齢者への支援体制の強化充実を図ることとしているところでございます。

次に、介護事業所の運営の実態でございますが、当組合が平成28年1月に管内の小規模特養やグループホームなどを対象として、介護報酬改定による影響を調査した経緯がございます。一定の状況は把握しているところでございまして、その調査への回答では、ほとんどの事業所が運営に余裕がないという回答でございます。職員については、必要な人員は確保しているものの、求人を行っても応募がない、継続的に募集しているという回答が多い状況でございました。

今週、一関保健所主催の保健所運営協議会の会議がございました。私もそのメンバーの1人となっております。その席上でも、やはり介護人材、福祉施設の人材、それから看護師の人材確保、そういう医療系、社会福祉系の人材確保の問題が取り上げられていたところでございます。

賃金改善の状況についてでございますが、管内の地域密着サービス事業を運営する28の法人か

ら定期的に報告を受けているところでございます。この報告によりますと、28年度においては、27の法人が介護報酬賃金加算を受けるための計画を立てて賃金改善を実施いたしております。それから、1法人は法人独自の基準で処遇改善を行っております。このほかにも組合としては、介護事業所の運営に関して、各種会議や事業所訪問の際に介護事業所との意見交換を行っており、その実態把握を行ってきているところでございます。

次に、介護保険料の滞納者についてのお尋ねがございました。

平成29年の11月30日現在で、現年度分、過年度分を合わせた実人数で申し上げますと、滞納者数は832人となっております。介護保険料の滞納者のうち、給付制限を受けている方は27人となっているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

今回の焼却施設建設に当たっては7種類ということですが、7種類といえば今示されている機種そのものなのですよ。ということは、まだまだ絞り込みとか、あるいはその機種による調査活動とかといった部分には入っていないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 焼却施設等に関する今後の計画につきましては、対象候補地の決定後にそれぞれ環境アセス等々の作業を行っていくと、そのようなことでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） もう1点だけお伺いします。

この機種設定から工事、具体的に認可をもらって工事に入れる期間というのはどれぐらい要するのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 事業スケジュールにつきましては、おおむね6年という期間を要するというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 場所の関係もそのとおりですが、6年かかるとなれば、本当に方向性含めて、ぜひ検討をしっかりとしないといけないと、いろいろな問題が発生してくるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

今、処理量、いわゆる機能について日量105トンの処理能力というお話がありました。現在の日量はどの規模になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今現在でございますけれども、一関清掃センターにおいては、おおむね日量80トン程度の焼却量、それから大東清掃センターにおいては、およそ40トン程度の焼却量というふうになってございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 日量120トンというのを今後、人口減、あるいはリサイクル、資源化などを進めて105トン規模の焼却施設にするということの考え方でいいのかどうかと。一問一答ですね。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） この基準となりますのは、平成35年度の焼却対象ごみ量を2万5,691トン、これは年当たりでございますが、と見込まれますことから、これにより施設規模を日量96トンと

試算したところでございます。ただ、環境省の廃棄物処理施設整備計画におきまして、大規模な災害等々が発生した場合、それについては、その施設規模の約10%をさらに見込むという基準がございましたので、それらも含めまして日量105トンということにしたわけでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 平成35年度の建設時において96トンと見込んだということは、人口減もありますが、1人当たりの排出量、どれぐらい抑制しようとして計画しているのかという部分についてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 平成29年3月に策定いたしました廃棄物処理基本構想、この中で示してございますけれども、その中では、まずは現状として平成27年度というふうなところで見ますと、1人1日当たり821.5グラムというふうな数値で示してございます。これに対して見込みということで示している数字は、平成32年度、それから平成36年度、平成40年度とそれぞれ年度を3つに分けて示してございます。この中で、1つ取り上げますと、平成36年度においては1人1日当たり706.5グラムというふうな数字で示してございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 後ほど、このリサイクル、あるいは減量化についてはお話ししたいと思いますが、やはりもう少しリサイクルについて、あるいは再資源化について、ぜひ検討してほしいなと思います。

後ほど述べますからですが、最終処分場についてお伺いします。

焼却灰の活用策、先ほど管理者のほうからお話がありました。ちょっと視察をして感じたことは、焼却灰についてももちろん検討するということは必要だと思うのですが、あわせて処分場に対して、最終処分場、埋立てに対して廃プラが結構ウエートを占めているのではないかという危惧がございました。現在の焼却灰、あるいは廃プラ、そういった成分というのですか、分析、現在埋め立てている分析はできているのでしょうか、埋立ての種類の分析ですね。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） これも先ほど御紹介いたしました基本構想の中で示しているところでございますけれども、これは平成27年度という年度で示してございます。この中では、最終処分場に埋め立てられているものの焼却残さ、それから不燃残さ、議員、今お話しいただいた不燃残さの中には当然不燃物ございます。瀬戸物類、そういったものも含めて、あとはお話を頂戴しました廃プラというふうなものも含まれているところでございます。ただ、廃プラというふうな特記をいたしましての御紹介はなかなかできかねるところではございます。ただ、総体で言いますと、数字で申し上げます。平成27年度において最終処分量ということに対しては5,775トンという処分をしていると、その中で焼却残さ、これは灰というふうに捉えていただいてよろしいかと思います。これが4,671トン、それからお話にございました廃プラを含む形になりますけれども、瀬戸物類、あるいはガラスの破片類、そういったものを含めたものについては1,098トンというふうなことでございます。その他として5トンというふうな数字も出てございますけれども、そういった形の構成になってございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、この最終処分場に持ち込まれる廃プラ、中には瀬戸物やガラスということですから、これはカレットとして対応できるわけですね。やはり、そういった、これから

最終処分場を選定していくのも非常に地元の理解が得られなければこれも進まないわけです。そういった面では、やはり姿勢を示す上でも、しっかりと分別して埋め立てるということにぜひ努力していただきたいと思うんですが、そういった約1,000トンからの廃プラ、あるいはカレット類は分別をして資源化するというのは、何か非常に困難な要素はあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今お話しいたしました不燃残さと呼ばれるものの内容の分別について、何か困難なものがあるのかというふうな御質問でございました。例として、先ほど瀬戸物類、あるいはガラスの破片というふうなものを挙げて申し上げましたけれども、一つ、ガラスの破片というふうなものにとってみれば、そういったものの埋立ては、ガラス全部出てきたものをやっているわけではございません。そのうち、大変汚れがひどい、例えばびんでいえば油びんとか、そういったものについては当然、びん類とはいうものの、なかなかカレットというふうな形での資源化というのは難しいものでございます。そういったものについては、やむを得ない形で埋立てをするしかないというふうなものはどうしても出てくるかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申しましたように、廃プラ類なり何なりというふうなものについては、これは検討を要する事項ではございますけれども、エネルギーの一部というふうなことで、場合によっては焼却というふうなものに回せる分もあるかなというふうに思っております。そういった形で、埋立てにはなるべく負担をかけないような形での分別なり、そういったものについても、今後また研究してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、お願いしたいと思います。やはり、汚れたびんというの、業者によっては処理できるというお話がございました。やはり、広く対策を講じるということなしに住民理解というのは進まないと思いますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

それから、この最終処分場の埋立ての灰ということで、全体の8割、85%ぐらいですか、占めているわけですが、その焼却の中でも非常に大きなウエートを占めているのが生ごみです。この間、先ほど管理者からは古着とか、あるいは小型家電とかということで取り組んでいく、あるいは取り組みたいという話があったのですが、なぜこの生ごみに取り組めないのかなと、何か障害があるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 生ごみについての取り組みということでございました。これについて、今現在の排出の状況については燃やすごみということで、他の可燃物と一緒に排出していただいているわけです。従来よりも排出については水分をなるべく絞ってという形で皆さんに御協力をいただきました。焼却施設稼働当初から見ますと、大分その辺は皆さんに御協力をいただいて、俗に水が滴ったような形での排出というふうな形ではなされておらないというふうな状況になってきてございます。その点では非常に協力をいただいているなというふうに思っております。

ただ、今お話しいただいたように、生ごみとそれ以外のものを分けるというふうな形になりますと、また収集はもちろんのこと、それから一つは集積の問題があるかなというふうに考えてございます。他の自治体においては、確かに分けて排出して集積場に置いて、それを収集するというふうな形のところもあるかと思います。そういったことも含めて、生ごみそのものをどうす

るか、堆肥化しているところもございますし、あるいはそれを発酵させてまた新たなエネルギーに変換するというふうな施設もございます。新たな施設については、そういったものも含めて検討してまいるといふふうに考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、私は、ここに執念を持って対応すれば非常に大きな成果になるし、焼却施設の規模にも影響してくるというふうに思います。ですから、構成市町の管理者、副管理者は首長でもありますので、ぜひ、もし広域行政組合として取り組むべきなのか、あるいは構成市町が取り組むべきのかは、ぜひ検討していただいて、早急に取り組むという方向で検討をお願いしたいと思います。

次に、介護保険についてお伺いをいたします。

先ほど、現在の特養待機者、早期に入所が必要な方を判断すれば140人ということでした。その中で、この140人の分析というのはできているのでしょうか。例えば早期に入所するということでは、ひとり暮らしなのか、あるいは老々介護なのか、家族の介護が困難な状況なのか、というのは、やはりこのまま放置できない状況だと思うのですよね。この辺について、どのように把握しているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 介護施設等の待機者につきましては、それぞれの方々の状況に応じまして、在宅、それから病院に入院している方それぞれでございます。この一つの早期のというのは、1年以内に速やかにというふうな意味なのですけれども、これらの方につきましては、一つは特別養護老人ホームの入所の条件が要介護度3以上ということでございますので、それらも含めて在宅等々で対応が困難だという方等について、このような早期に入所が必要ということで表している数字でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 当然第7期ではこれらに早急に対応する必要があると思うのですが、第6期において、実は施設に一部名乗りが上がりなかったという情報がございました。それは、辞退したのか対象業者がなかったのかですけれども、やはり今後も第7期で計画した場合、こういった方々の早期解消ができる状況にあるのかどうか、今、実はもうその辺の数字はつかんでいますよと、業者のね、意向調査なども進んでいるのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 第7期におきましての施設整備計画等でございますが、これを立てる際にあっては、現在、事業を展開なさっている方々から事前に意向調査というものをとりまして、それらに基づいて対応するというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） それを前提としてお伺いしたのですけれども、解消になるのですかと、なかなか、業者の方々の意向はそうだけれども、それで十分可能なのかどうかという部分での調査結果もお願いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 入所待機者の方については早期入所が140人ということでございますが、これについては、第6期計画において、小規模特別養護老人ホームとかグループホームとかというふうなものの計画という、実際に実施をする事業所ということで161床が計画として載せられ

て、実際に現在動いております。そういう意味からいえば、早期の方々140人に対する対応ということでは考えられますけれども、これは年度、年度の調査でございますので、また新たな方が出てまいるといことも考えられます。そういう意味も含めまして、第7期計画においても、広域型の特別養護老人ホーム50床、それから認知症型のグループホーム3ユニット27床というふうなことも含めて計画に載せているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 今、聞こうと思ったのですが、その認知症については待機者数が伸びていると、75から85ということですが、この解消は、そうすると可能だというふうには到底捉えられないのですけれども、その辺についてどのような対応策を検討しているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 認知症の方への施設整備ということでは、ただいま申し上げました3ユニットほどと、27床というふうなことでございますが、いずれ施設を整備するに当たっては、そこで働いていただく従業員の方々がいるわけでございまして、なかなかその分の介護人材が確保できないような状況にある、難しいような状況にあるということも伺ってございます。実際にその認知症の方々への対応と申しますと、やはりグループホーム、現在ある、これから建てるであろうグループホームのどうしても少人数での対応ということになりますので、事業所のみならず、その地域の方々の協力、それから関係機関の情報共有、そういうふうなものも含めた生活環境の整備を行っていかねばいけないと、そのように考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そのための対策だと思うのですけれども、地域包括ケアシステムというのが新たに構築をしたいということなののですけれども、それで十分対応が可能ということになるのでしょうか。地域を巻き込むというのはそのとおりです。地域も高齢化が進んで大変な状況ですけれども、いずれ、地域の見守り活動というのは非常に重要になってきますが、この地域包括ケアシステムでそれらが可能と判断しての取り組みにしようとしているのか、その辺について伺います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 第7期の計画の最重要課題と申しますのは、認知症の方々への対応等含めたその地域包括ケアシステムの充実強化というものでございます。これまでも各関係機関の中でそれぞれが連携をして、さまざまな事業を展開していただいておりますけれども、なお、議員さんのおっしゃったように、認知症の方々がふえてくるという、これまでにないという状況の中で、それではいかにして方々に対応していくかということでございますが、それについては、やはり医療と介護、それから行政、地域の皆さん方それぞれが連携をして、よりきめの細かい対応をしていかねばいけないということでございまして、そのような体制の充実を図りながら、認知症の方への対応を行っていきたいというふうに考えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） その場合、今の支援センターに2名増員ということで対応できるのでしょうか。私は、かなり数字が大きく伸びていくと考えると、さらなる充実強化、あるいは自治体との連携、構成市町の首長も来ていますからですが、ぜひその辺との連携でもう少し職員をふやしていかないと、地域の応援も中途半端になってしまうのではないかという気がしているのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 地域包括支援センターの職員の体制の問題でございますが、これにつきましては、国の支援によりまして、その地域、日常生活圏域でございますけれども、地域の中で65歳以上の高齢者の方々3,000人以上であれば、保健師、それから主任介護支援専門員、それから社会福祉士3職種を配置するということでございます。そのようになってございます。これまで、なかなかそれらについて体制が整えられなかったということもございまして、今回、第7期の計画においては、全ての地域包括支援センターに3職種が配置になると、3,000人、6,000人を超えれば3人ではなくて6人というふうな配置になりますけれども、これらの体制を整えるという計画の内容でございます。もちろん、この包括支援センターの職員のみだけでは対応できるものではございませんので、認知症につきましては認知症地域支援専門員、これらについても増員を図ると、さらに生活支援コーディネーター等についても増員を図るというふうな形で、あとは地域の中で、構成市町の中でいろいろ活躍をしていただいております認知症に関する方々、それらの皆様方と密接に連携をとりながら対応していきたいと、そのように考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） よろしくお願ひします。

時間がなくなりますので、最後に、この基準月額、今回771円の引き上げとなります。これ、議案にも出ていますから、議案のときに深くはお聞きしたいと思うのですが、先ほど滞納の実態として832人、現在いるということですが、その方々の不納、滞納の要因は何なのかお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） この方々の一番の要因は、生活が困窮していると、そのように捉えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 生活困窮ということであれば、ワンストップサービスということで横の連携をとって支援が必要なのかなと、自治体としても必要なのかなと思うのですが、そういったことで対応したケースはあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 介護保険料の滞納につきましては、介護サービスの給付制限という先ほどお話を申し上げました。この方々に対する対応としては、ケアマネージャーさんの方々が対応しているということですが、そのケアマネージャーの方々からの相談、困ったという相談がございました。それらについて御紹介いたします。

相談事例といたしましては、ケアマネージャーがサービス利用者のためにケアプランを作成しても、利用者から、3割負担になりますので、3割負担ではとても利用料を支払えないということで、ケアマネージャーさんのほうでケアプランが立てられないというふうな、困ったという内容でございました。これらの事例につきましては、当組合が利用者の家族や担当ケアマネージャーと相談をいたしまして、滞納している保険料の分納などについて調整することで、現在は必要なサービスを提供できているという状況でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 国保でも所得の10%を超えているということですが、年金から判断した場合、ましてやその負担率は高いと思うのです。そういう面では、今お話しいただいたように、3割負

担になればますます利用が制限されてしまうと、我慢してしまうということになりかねません。

そこで、先ほどもお話ししましたが、ぜひ、そういった生活困窮、あるいは制限することによって本人の介護が十分受けられない、いわゆる身体にも影響、生活にも影響するという状況が判断された場合、先ほど言いましたが、構成市町でぜひ、一番考えられるのは生保ですけれども、に該当すると、あるいは該当して対応するといったケースがあったのかどうか、もしなかったとすれば、ぜひそういう形でこういう方々を救っていただかなければならないと思うのですが、どうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいまのケースにつきましては1件ございました。それで、内容につきましては、長期期間保険料が未納であったということでございますけれども、その方は入院をして、その後、退院をしなければいけないという状況でございましたが、介護サービスを利用するに当たって、なかなかその利用料が払えないという状況の方でございました。この方については、担当ケアマネージャー、組合、そして市の社会福祉協議会、生活困窮担当の職員等々と相談をいたしまして、結果といたしましては、生活保護の受給について福祉課のほうへ連絡をして、手続をとったという事例がございました。

議 長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 現在、滞納832人、中でも滞納による利用制限を受けている方が27人いるという状況です。ぜひ、こういう方々も、保険制度ではありますが、やはり生活を営む権利を考えれば、憲法25条で保障されているわけですから、ぜひ速やかに自治体とも連携して、生活の安定化を図っていただくことをお願いして終わります。

議 長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時20分

議 長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみでございます。

通告に従って質問を行います。

初めに、新焼却施設等の問題について、2点お聞きします。

1点目は、築37年となる一関清掃センター焼却炉の現状についてお聞きいたします。

環境省の資料によりますと、ごみ焼却施設の耐用年数は20年程度とされており、さらに長寿命化によって機能を維持、向上できるのは5年から10年程度と考えられているようです。全国の廃止までの平均年数は約30年だということです。このことから鑑みて、築37年の一関清掃センターの焼却炉が、新しい焼却施設の稼働まで安全につながるのかお聞きいたします。

また、一関清掃センターの焼却施設の維持補修費は、これまでと、そして今後で金額的にどのような傾向にあるのかをお聞きいたします。

2点目は、候補地決定のあり方についてお聞きします。

広域行政組合が新焼却施設等の建設について狐禅寺地区に説明を始めてから、とうとう5年目を迎えてしまいました。5年にも至った経緯について、管理者は、丁寧な説明と当初とは違う提案をしていることが理由だとしていますが、そのような理由で4年間も狐禅寺地区だけを対象に説明したこと自体、異常と言わざるを得ません。説明当初と5年たった今も、地元の皆さんの「覚書を守れ」の願いは何も変わっていません。この現実を受けとめてこそ、4年間の平行線に終止符を打つことができるのではないのでしょうか。新焼却施設の候補地決定については、住民合意の立場を堅持して進めるよう求めます。

次に、介護保険事業の取り組みについて、3点お聞きします。

1点目は、訪問介護の生活援助サービスについてお聞きします。

認知症でひとり暮らしの方などは、生活援助サービスを1日複数回利用することで生活を整え、重症化を防ぐことにつながっています。しかし、要支援者が利用する訪問通所介護は、介護保険給付から外され、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業となりました。現行相当サービスのほか、基準緩和型のサービスA、ボランティアによる支援などを自治体の裁量で実施しますが、事業所への報酬引き下げが大きな問題になっています。また、一部の自治体では、地域ケア会議が利用抑制のためのケアプランの見直しを求め、サービスを打ち切られ、状態が悪化するなどの事態も起きていると聞いています。

そこで、訪問介護の生活援助サービスは、重度化防止に向けて利用回数の制限などは行わず、利用者に必要な支援を提供できるよう取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、市町村によっては、現行相当サービスから報酬が低い基準緩和型のサービスAを奨励しているという事例を聞いたことがあります。一関地区広域行政組合の状況はどうかお聞きいたします。

2点目は、医療と介護の連携についてお聞きします。

高齢者の方が安心して必要な入院医療や在宅医療が受けられる地域づくりを実現するためには、医療と介護の連携体制の確立が必要です。介護保険事業計画は、平成30年度から第7期になりますが、第6期計画から発展した点、より具体化した取り組みなど、在宅医療と介護の連携をどのように構築しようとしているのかお聞きします。

3点目は、地域共生社会に向けた取り組みについてお聞きします。

高齢者の多くの方が介護状態になっても自宅で生活を望んでおり、利用者が安心して自宅で生活ができる在宅サービスの提供が必要となっています。しかし、厚生労働省が示した平成30年度介護報酬改定では、身体機能が改善された度合いで評価加算する制度が設けられました。このことにより、事業所での利用者の選別につながるのではないかと懸念されるものです。認知症の方や身体機能の改善が見込めない方へのサービス提供を後退させないよう取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございます。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、一関清掃センターの焼却施設についてでございますが、施設の状態については、議員御指摘のとおり、稼働開始から37年が経過しております。経年による劣化が見られますことから、

一関清掃センターでは整備計画による定期補修工事を毎年実施しているところでありまして、一般廃棄物処理に支障を来すことのないように維持管理に努めているところでございます。

この整備計画と申しますのは、施設設備の維持管理に当たり、あらかじめ装置や部品の耐用年数に応じて交換や補修をする時期、これを定めている年次計画のことでございます。整備計画については、毎年行います定期補修の結果を反映させて、ローリングにより見直しをしているものでございます。

新たな一般廃棄物処理施設は、建設場所が決まってから稼働開始までに6年ほどを要するものと見込まれます。新たな一般廃棄物処理施設が稼働するまでは、現施設は引き続き整備計画による定期補修工事を実施していくことで新施設の稼働につなげてまいりたいと思います。

次に、一関清掃センターの焼却施設の維持補修費についてのお尋ねがございました。施設の稼働開始から平成28年度までで累計で29億円ほどになっているところでございまして、近年は増加傾向にあります。今後の維持補修費は、おおむね年間2億円程度になるものと見込んでいます。

次に、新たな一般廃棄物処理施設の建設の提案についてでございますけれども、平成29年11月27日に開催いたしました狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様方との協議の場において、幹事の皆様に対し私から、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設・余熱活用施設の建設については、狐禅寺地区の皆様には十分御理解をいただいた上で進めたいという考えに変わりはないこと、しかし、いつまでもというわけにもいかないということ、幹事の皆様からある程度の御理解を得られれば、狐禅寺地区生活環境対策協議会と組合との間で、施設の建設に関する基本合意書のような文書の取り交わしを行いたいこと、これをお伝えいたしました。そして、協議会の皆様に対して、年内に会長などを選出いただき、組織としての体制を整えていただくようお願いを申し上げたところでございます。

現在は、協議会からの連絡を待っている状態にありますが、現在の施設の状況を考えますと、これをいつまでも先延ばしにはできないということも事実でございまして、新しい施設の建設について判断をする時期が迫ってきているものと認識しているところでございます。

本年度内に5回目の協議会幹事の皆様との協議を行いたいと考えておりまして、現在の状況を伺うとともに、改めて体制整備をお願いをしてみたいと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護の生活援助サービスの利用回数についてでございますが、訪問介護の生活援助サービスには、従来の介護予防訪問介護相当の訪問介護サービスと、それから人員や運営基準を緩和した訪問型サービスAというものがございまして、いずれも利用回数を制限しているものはございません。ただし、国が規定する従来の介護予防訪問介護サービスの基準を参考にして、月単位報酬ごとに週1回から3回程度という利用回数の目安は設けております。

なお、利用者へのサービス提供に当たっては、あらかじめ地域包括支援センターなどが適切に評価を行いまして、利用者の現状を踏まえた目標を設定をいたしまして、サービス担当者会議において利用者本人やその御家族、ケアマネージャー等の意見をもとにケアプランが作成されておりますことから、利用者に対しては必要な支援が行われているものと認識しております。

また、全国の例を見ますと、基準を緩和したサービスに切りかえて、従来の訪問介護相当サービスの事業所指定を行わないこととした保険者もあるところでございますが、当組合といたしましては、当面、従来の介護予防訪問介護相当のサービスを継続することとしておりまして、介護

事業者が訪問介護相当サービスと基準を緩和した訪問型サービスAを選択することができるようにしているところでございます。

次に、在宅医療と介護の連携についてでございますが、第6期計画におきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、在宅医療と介護サービスの一体的な提供を長期の目標に位置づけて、構成市町と連携して、在宅医療・介護連携フォーラムや各種研修会の開催、医療と介護の連携マニュアルの作成などを実施してきたところでございます。

第7期の計画では、切れ目のない在宅医療、介護の提供体制を構築するために、一関市医療と介護の連携連絡会というものがございます。これと平泉町在宅医療・介護連携推進会議、この活動において、一つには医師会など医療関係団体との連携、2つ目として地域医療・介護サービス資源の把握、3つ目として在宅医療介護関係者の研修、これらを実施するとともに、さらに連携が円滑に進むように、現在活用している医療と介護の連携マニュアル及び情報共有シート、この内容を見直すなど、情報共有のための支援を行うこととしております。

また、国が推進している医療・介護・健康分野のデジタル化や情報通信技術を活用した、いわゆるICT化について、構成市町と連携して医療・介護情報の連携に向けた取り組みを研究することとしているところでございます。

次に、認知症の方や身体機能の改善が見込めない方へのサービス提供についてでございますが、平成30年度の介護報酬改定によりまして、通所介護、地域密着型通所介護において、心身の機能に係るアウトカム評価が創設されることとなっております。

このアウトカム評価と申しますのは、自立支援、重度化防止の観点から一定期間内に当該事業所を利用した方のうち、日常生活動作の維持、または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に評価するというものでございます。

介護サービス事業所のサービスの提供については、組合では保険者として、管内の地域密着型サービス事業所に対して定期的に実施指導を行っており、事業運営をはじめ介護事業が適正に提供されているかどうかを含めて確認をしているところでございます。

介護報酬へのアウトカム評価の創設に伴いまして、管内の介護サービス事業所において、日常生活動作の維持、または改善の見込まれる方のみをサービス対象者として選択するようなことは、制度創設の趣旨に反するものであり、基本的にはないものと考えておりますが、実施指導を通して適正な介護サービス提供されるように確認をしてまいりたいと思います。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

焼却場の問題から御質問させていただきます。

築37年となる老朽化した焼却炉ですけれども、国の基準に基づいて排ガス基準測定をされていますよね。その環境負荷となる有害物質の排出の状況を、1日当たり、今どのような現状にあるかお尋ねいたします。

議 長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） ただいま1日当たりという御質問でございましたが、私どもでは1日当たりという単位では捉えてはございません。ただ、御案内のとおり、それぞれ国から示されている排出基準、これについては全て下回っていると、数字についてはそのような状況で推移してございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 下回っているのはわかっているのですね。その有害物質別の測定値というのがあると思うのですが、それをお知らせいただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 一関清掃センターの施設について申し上げます。

まず、煤じんというものについては、当センターにおいては0.15、これは1立方メートル当たり0.15グラムというふうな形になります。それから、窒素酸化物というものについては300ppm以下というものになってございます。次に硫黄酸化物、これについては1時間当たり何立方メートルというふうな形になるところでございますけれども、これについては、示されているものについては60から66ということになってございます。それから塩化水素、これについては1立方メートル当たり700ミリグラム以下となってございます。次に一酸化炭素、これについては100ppm以下、ダイオキシン、これについては1立方メートル当たり5ナノグラム以下というふうな数字が示されております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） この測定はいつからされているものなのでしょうか。狐禅寺地区には昭和56年から焼却場が設置されていますが、この測定というのはいつから始まって、こうした資料というのはいつまでの期間、保管されているのかお尋ねします。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 一関清掃センターの施設について申し上げます。

こういった測定はいつからというところですが、そもそも施設にこういった基準を定めて運転するというのでございますので、その時点からというふうには解釈してございます。今お話しした中では、ダイオキシンというものが測定項目としては一番あとになったかなというふうには思っておりますけれども、こういったものについても、そういった定めがあった時期から測定をされているものというふうに認識してございます。

その記録ということでございますが、ちょっと古くはというのは今現在でちょっと確認してはございません。ただ、当センターにおいては地元との協定ということもございまして、協定に基づく報告ということも毎年度実施してまいりました。そういったことから、そういった報告の記録については保管しているものというふうに思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 今話あったそれらの資料に基づいて、排出されたその有害物質等の総量は算出することはできますよね。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 正確性、それから総量というふうな捉え方をどのように考えるかというところはございますけれども、数字的なものというふうな捉え方からすれば、かなり大まかな形になろうかと思いますが、可能な分はあろうかと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） このような基本的なことをこの4年間、明らかにされてこなかったという問題が、やはり地域の人たちの不安を大きくしている問題の一つあると思います。そして、このような問題の固定化がやはり問題だとされている考え方もあるので、公平の原則に基づけば、やはりまず覚書を守っているというのであれば、ぜひ、今すぐ実行すべきだと思いますが、いか

がでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 覚書を守っているのであれば今すぐ実行すべきだということでございますけれども、覚書を守っているが故に今、盛んと協議をしている段階であるということでございます。何も、その覚書をほごにして別のことを何かやろうとしている、そういう部分ではございませんので、そこのところはよろしく御理解いただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そもそも、反対している方がいらっしゃいますが、その狐禅寺地区に反対だと言っている理由をどのように捉えているのか、お答えをお願いします。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 反対されている方々の理由は、一番大きいのはやはり覚書だろうと思っております。狐禅寺地区にはつくらないという文言が入っておりますので、そこの部分であろうと私は思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 地域の住民とやはり交わした約束、その覚書、守るのはやはり当然の責務となりますよね。いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） そのとおりでございます。ですから、尊重もするし、覚書に反したことはしていないと、そういうふうに言っているわけでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 覚書は狐禅寺地区住民の意思が反映されているものです。当時の記録を見ると、本当に地域との会議を何度も繰り返し、そして行政に何度も足を運んで、やっと結ばれたのが協定書、覚書です。今の状況ですね、行政がそうやって結んできた協定書、覚書を市長が、管理者がかかわったからといって今なかなか実行させてもらえない、新しい提案をされている、そういう問題について社会の秩序を乱している、そのように市民に映っています。これはなぜかという、狐禅寺地区ではない地域からも、なぜ市は、広域行政組合は狐禅寺だけにしか説明をしないのかという声が複数、最近になって聞こえるようになったからです。そのように、社会秩序を乱しているのが行政だということに市民に映ってしまえば、行政不信につながります。市民から信用を失うようなやり方はこれ以上続けるべきではないと思いますが、この点についてはいかがですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 社会秩序を乱しているという言われ方をしましたけれども、もしそうであれば非常に残念なことでございます。

私とすれば、何回も繰り返すようではございますけれども、今までの経緯、私も市長になってから書類を、過去のをたどって、ずっと経緯を調べました。そして、覚書があるということも、覚書の存在ということもしっかり認識しております。その上で、新たな提言、これをさせていただいたわけでございます。そして、その提案をさせていただいた段階で、もちろん覚書があるから反対だという方もいらっしゃいました。それから、覚書があるのはわかっているけれども、市長の提案というものももう少し詳しく中身を聞いていったほうがいいのではないかと、振興策を考えるべきではないかという意見もありました。そういう中で私は、なるべく御理解をいただけるような

説明に心がけてきたということでございます。決して、一方の立場に立ってどうこうしようという、そういうことは今までやってきておりませんし、これからもやるつもりはございません。あくまでも民主主義の原理に従って進めてまいりたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） いろいろ賛成派の意見も聞いてきたというような、いろいろな状況をこれまで答弁されてきています。そして、当局が提案した新しい提案についても、協議の途中なのだというところをお話しいただくのですけれども、今はっきりしているのは、この4年間かけていろいろな提案をしてきたということですから、それでも理解を得られていないというのが現実ですね。そうではないですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 現時点で理解を得られていないということはそのとおりでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、反対している方々の理解を得られないというのは、管理者もお話しいただいたように、覚書を守ってほしい、実行してほしいということです。これをまずやらないということ、いろいろな提案をしていること、これが道理にかなった正しいやり方なのか、その点については行政としていかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員のおっしゃっていることが、私が覚書を守っていないということを前提に組み立てがされているわけですから、そうではないのです。覚書は尊重して、そして、なるべく御理解いただけるように丁寧な、提案したことについての丁寧な説明をしているという段階でございます。そして、昨年の11月に、これも先ほどの答弁でも申し上げましたが、昨年の11月の幹事の方々との協議の際に、こちらから大方の合意が得られるのであれば、新たな文書の取り交わしをお願いしたいということで、組織の体制についてをお願いをしたわけでございます。そういう段階なのです。これからその先なのです、覚書をどうするかということは、そこを誤解のないようにお願いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 誤解しているのは管理者の今の答弁だと思います。本来であれば、覚書は、平成12年度に交わされて7年間の運用だったのです、一関清掃センターの焼却場は。そういうふうに協定書にも書かれています。ですから、今やらなければならないのは、いち早くやらなければならないのは、新しい提案ではなくて、覚書をまず守ること、そこから始まることだったのですが、それを誤解だと言って答弁している管理者の認識に地域の方々との乖離があるから、5年目にも差しかかってしまったというのが現実です。

広域行政組合では、住民合意についてどういう議論を重ねてきたのか、ここで披瀝していただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 新たな提案をしてから昨年の3月で3年がたちました。そして、今年度でございますけれども、これまで4回にわたりまして、狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様方に協定書に基づく協議をお願いしたいということで御参集をいただきまして、地域振興の考え方、あるいは当時3点セットと言われていたものの見直し、そして、新たな余熱活用施設の組み立て等々について広く御意見を伺い、さらにこういったようなものを考えてくれというふうな

御意見もありましたので、さらにそういったものを提案をし、そういった協議を続けてまいりました。それが今、狐禅寺地区生活環境対策協議会の皆様方との合意形成に向けた取り組みであります。提案の説明でございます。また、さらには、幹事の皆様方だけでは意見を全て伺いきれるものではございませんので、さらに行政区ごとに回りまして説明をし、御意見を伺ってきたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 行政区ごとの伺う会というものをやってきたとお話がありました。その中の主な意見はどういうものだったのか御紹介ください。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 大別すれば、賛成だと、進めろという御意見と反対だという御意見と、そういった2つでございます。また、さらには疑問点もいくつかお伺いされました。施設の安全性でありますとか、地域振興策の具体でありますとか、そういったことについて、さらに詳細を求める御意見もございました。

以上であります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） もう少し詳しく答弁いただければと思うのですが、私が記憶しているところでは、100件ほどの意見が寄せられ、その中の過半数前後は反対意見だったというふうに思いますが、そこら辺はどういうふうに捉えているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 意見を伺う会は真滝2区から6区、また、5つの会場で行いました。それぞれの会場でさまざまな御意見をいただきましたが、今、何割というふうな話でありましたが、たまたま手を挙げて、あるいは会場にいらして御意見を披瀝される方もいれば、あるいは会場にいらっしゃらなかった方もいらっしゃると思いますし、いらして発言をされた方、されなかった方もございます。

（不規則発言あり）

副管理者（佐藤善仁君） いいえ、伺う会の話であります。伺う会はそういった形で開催いたしました。その中で、何件というふうなものは、これは1人の方が3つしゃべれば3件でありますし、もう1人の方が何もしゃべらなければゼロ件であります。そういった考え方になると思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） なかなか狐禅寺地区の方々の総意をどういうふうに判断しているかというところに努力の一端が伝わらないのですね。肝心なところになるとあいまいな答弁しかいただけない、これは本当に残念なことだと思います。そして、4回の幹事会、協議を幹事の方々と重ねているということに、かなりの時間と労力を費やしているように思いますが、対策協議会幹事の方々の判断だけで受け入れの判断とするものなのかどうかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） まず、冒頭、あいまいな答弁というお話がございましたが、質問の輪郭なり趣旨なり、そういったものがはっきりしていればそれなりの答弁をいたしますし、事前に通告されていれば、制度でありますとか詳しい数字でありますとかも詳細にお答えはできます。

それから、後段のほうでありますけれども、すみません、ちょっとはっきりとわかりませんでした。もう一回お願いいたします。後段の質問、もう一回お願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 質問の意味がわからないということを、市議会の中でもそういったことを副市長、副管理者から返ってくるのですけれども、そんなに難しいことを聞いているわけではなくて、伺う会の、1人何回しゃべったのかは別に聞いていないのですよ。意見一つ一つについて、全体がどういうふうに種類別されてきたのかですね。それから、今、後段の質問については、対策協議会と4回の協議を重ねてきているということなどが答弁されるのですけれども、その焼却場受け入れに対して、その対策協議会の幹事さん方のある程度の理解、了解があれば進めるというような話がされるのですが、そのことで狐禅寺地区の受け入れと判断するのはいかがでしょうかお伺いしています。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、協議をさせていただいているのは、あくまでも協議会の15人の幹事の方々との協議でございます。協定に基づく協議でございます。そこでもさまざまな意見が出されております。いつまでもそういう状況であればいいのかということ考えたときに、やはり協議会としての体制をまずしっかり整理していただいて、その協議会と組合のほうとの一つの方向づけというのですか、覚書に対してどういうふうにしようかと、そういうあたりを固めた上で、それで最終ではございません。そこはあくまでも一つの、大事ではありますけれども、それが全てではない。最後は、やはり地域住民の皆さんの考え方というものにお諮りをするということになると思いますが、そのためにも、協議会の体制をしっかりしたものにつくっていただかないとだめなわけでございます。会長すら決まっていないという、幹事15人だけが決まっているという、これをしっかりと協議会としての体制をつくり上げていただければというふうにお願いをしたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 今、その対策協議会の会長が決まっていないと、幹事15人しか決まっていないと発言がありましたが、会長はなぜ決まらないのですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私に聞かれても、それは困ります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 本当に会長がなぜ決まらないのかわからないのですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） わかりません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 本当に残念です。会長が決まらない、そういう地域になってしまった、このことが伝わっていない、当局に、管理者に。そういう問題が根深く、4年間かけたことによってどんどん根深くなってきているのですよ。

賛成者がいると言いましたが、この賛成者、土地提供の請願だって当局が狐禅寺地区に再度焼却場を、三度ですね、つくらせてほしいと提案してから2年経過してから出てきたことです。もっと早い決断、この地域の方々の覚書を守ってほしいという思いをきちんと受けとめて反対していればこんなことにはなっていない、それが地元の方々の大きな声です。これが届いていないというのが本当に残念で仕方がありません。

それで、最終処分場について狐禅寺以外で絞り込みが始まっています。20日付の岩手日日です

が、その選定委員会について、整備候補地の一次選定では狐禅寺地区を除外したと。管理者は挨拶で、候補地の選定は、やはり客観的な観点から、専門的な知見をお持ちの方々に意見をいただきながら進めるのがふさわしい、これは焼却場にもつながることではないですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 最終処分場の候補地選定の委員会で私が発言したことは、あくまでも最終処分場の候補地選定に係る分でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 焼却場についても同じではないかと今お尋ねしています。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 一般的にはそうかもしれません。ただ、私の場合は、何度も申し上げていますがけれども、狐禅寺地区に覚書というものが存在していて、そして、一方では狐禅寺地区の振興を図っていかなければならないということもあって、新たな提案として提案をさせていただいたところからスタートでございます。ですから、若干、その最終処分場の候補地選定の、私がその委員会の挨拶で発言したものとちょっと違うということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 一般的にはそうだとお答えいただきました。これが社会の秩序なのです。それを乱していると言われて残念だと言いましたが、残念だと思っているのは市民のほうです。やはり、最終処分場は狐禅寺地区を除外する、このことが妥当だということであれば、新焼却場も除外されるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員も御承知のことだとは思うのですが、これまでの議会での、一関市議会での議論、そして組合議会での議論を踏まえれば議員も当然御承知のこととは思いますが、最終処分場については、その当初の提案したあとで狐禅寺地区の方々の負担にならないようにということで、当時、仮設焼却施設も話題になっていたわけでございます。環境省の事業である仮設焼却、そして最終処分場、この2つについては狐禅寺地区以外のところで考えましょうということで、こちらから除外を、狐禅寺地区以外のところでということで公表させていただいたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 狐禅寺地区住民の方々が覚書を守ってほしいと言っています。反対されているのも、覚書が原因だと管理者も認識しています。では、なぜ覚書を守ってほしいと思っているのか、その原因、理由はおわかりでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 対策協議会の皆さん、幹事の皆様方との協議、あるいは意見を伺う会においては、そのとおり覚書といったものを根拠にして反対といったことではございません。したがって、それがまたなぜなのかというところまでは私どもとしては承知しておりませんし、そこまでのお話は伺っておりません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 4年間協議してきたと言っていますが、そのことも、なぜ覚書を守ってほしいのかもわからないという答弁です。

それで、結局、丁寧に説明してきたということは、協議していると言いますが、協議ではなく

て一方的にやはり自分たちの考えだけを押しつけてきたのではないかということを言っているように聞こえますが、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 反対の話を伺う際に、施設の固定化であるとか、長年狐禅寺地区でそういったような施設を受け入れてきたことであるとか、そういった話は伺っております。したがって、そういったことであろうということでは認識をしておりますが、今、議員がおっしゃったような、その底にあるものは何かというふうな意味合いのものにつきましては、私どもではそのレベルまでわからないという意味でお答えいたしました。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） それで十分です。そういう中で、やはりここまで話が、なかなか当局の提案が理解されない、納得してもらえない、やはり5年目に差しかかって、管理者は1年前、ちょうど平成29年の3月のこの広域行政組合議会の中で、1年前ですね、現在はこのステージの中に載っていない新しい複数の候補地を選定するとか新しい場所を考えると、ただ、新たなステージになったときに私の提案、議員からそういう提案があったことを十分踏まえたいという答弁をいたしました。今はそのときだと思いますが、時間がないと言っていますね。今がそのときではないでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 繰り返しになってしまいますが、提案をし、その内容について説明していると。覚書の取り扱いであるとか、そういったものに関しては、またその次のステップになると思っております。したがって、まだ今はその途中経過といいますか、説明をしている段階でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ずっとそうやって言い続けてきているのですよね。議会の中では、私、共産党会派だけではなくて、ほかの議員も、やはり期限を切って狐禅寺の説明はするべきだという意見があったにもかかわらず、その期限は明確にはしないで今日まで来て、今日もまだその検討の途中だというような答弁しかしていません。選定方針、建設の稼働計画は、当初は33年だったはずです。それが現在、35年になっていますが、このような状況では、35年の新しい焼却場の稼働も無理になっているような状況に現在あると思いますが、その点についてはどういうふう to 受けてとめているのかお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 時期を明確にせずに、簡単に言えばダラダラとやってきているのではないかという御指摘だと思いますが、そういうことではないわけで、先ほども申し上げましたが、何度も繰り返しますが、昨年11月にこちらから、さらなる幹事の皆様方をお願いをしたわけでございます。そして、できれば、11月でしたから、できれば年内にお答えをいただければ一番よかったのかなと思いますけれども、いまだにその回答がないわけでございますけれども、そういう面で私は、やはり大体このころまでにはというものは持っています。それを、全然そういうものを持たないで、その場その場でやってきているというふうに思われたのでは、それは違います。そのところはしっかりと正しく御理解いただきたいと思うわけでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 私も何度も言わせていただきますが、体制が整わない、その回答がない、

まるで地域の方々が自分の思うように動いてくれないというような発言になっていることにぜひ気づいていただければと思います。

やはり、最終処分場が一般的にやられている選定方法に取りかかったという現状です。新しい焼却場こそ、やはり狐禅寺地区に50年も焼却場が建設されてきた、狐禅寺には固執しないで、選定委員会をきちんと設置して候補地を決定していく、そういう方針をとっていかなければ市民は納得しないのです。ですから、このまま地元の合意や理解、協力の得られないまま狐禅寺地区のみの説明を続けるというような状況になれば、やはり地域住民の方々だって尊厳をかけた地域を守る運動、今以上に強まるのではないかと心配しています。どうですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） どうも議論が噛み合わないのですが、しからば、協議会としての体制が整わないまま、これから我々は何をすべきかということを考えると、やはり協議会の幹事の方々に、これまでやってきた協議のしっかりと方向づけをしていただくというのが、そこがやはり一番大事な節目になると私は考えております。それ抜きにしてほかの場所に候補地を求めるとか、そういうふうには私はならないと思っているのですが、逆に協議会の存在というものを軽く見ることになってしまうのです。私は、やはり協議会というものがある以上、その体制をしっかりと整備していただいて、その中でまずは議論をして方向づけをさせていただきたいと思っているわけですので。そして、そこで終わりではなくて、狐禅寺地区の、最終的には総会というものもあるようでございますので、どういうやり方で住民の方々の意見を集約するかというのは私どもが口を挟む部分ではないのですが、いずれ、最終的には、住民の方々が最終的に判断をしていくということだろうと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 狐禅寺地区の方々が抱えている深刻な問題を管理者が理解していないということはとても残念です。会長が決まらないという一言、それには本当に深い意味があります。そのことをもって対策協議会を軽く見るとか、その方針を変えることが対策協議会を軽く見るとか、そういう問題ではないと思います。ごみ問題、それは市民全体の問題だと、市民全体で取り組んでいかなければいけない問題だということは当初から話されていましたが、狐禅寺地区の総意も、そして市民全体の説明にも至っていない、このことが今の大きな問題の一つであることは自覚していただければと思います。

時間がないので介護保険のほうの質問を行いたいと思います。

介護保険制度について、今年10月からは、訪問回数が一定数を超えるケアプランをケアマネジャーが市町村に届け出ることが義務づけとなるようですが、今は特に利用回数は制限していないということになるのですが、この義務づけによってそういったサービスを受ける方々、利用者の選別や選択につながるのではないかと懸念がありますが、この10月からの改定についての取り組みについてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいま御指摘のケアプランの改定についてということでございますが、いずれ、ケアマネジャーのほうでそのケアプランを立てる際の考え方、指針等については変わりはないものというふうに思いますので、これらについて適正なサービスを提供していただくものだ、そのように思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ぜひ、引き続き必要なサービスが受けられる、そういった介護保険制度に取り組んでいただきたいと思います。

それで、特に在宅医療と介護の連携についてですけれども、これがやはり現場の声を聞くとなかなか進まない、この第7期の介護保険事業計画案を見ても、今後の課題だという点が多く記載されているところです。特に、この在宅医療と介護の連携を推進するためには、体制の構築が必要だと思うのですが、在宅福祉課のような、やはり行政が中心になって地域の医療や介護サービスが受けられる人、地域包括支援センターをまとめる役目が行政にはあると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 現在の制度上は、地域包括支援センター等についての取りまとめは広域行政組合で行っております。その運営につきましては、各構成市町との連携のもとに順調に進めてまいっていると、そのように思っておりますけれども、このたびの第7期の医療と介護の連携強化については、さらなる連携強化というふうなことが目的になってございますので、それらについて関係の皆様方と十分に協議をしてみたいと、そのように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 通告時間に達しましたので、岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、千田良一君の質問を許します。

千田良一君の質問は、一問一答方式です。

9 番、千田良一君。

9 番（千田良一君） 質問通告いたしましたその順で質問をさせていただきます。

大きく分けて2つでございます。

まず1つ目は、第6期介護保険事業計画について、この3月で終わるわけですが、それについてであります。

まず一つは、この計画期間において、特別養護老人ホームの入所待機者数の状況、あるいは施設整備等の状況についてお伺いをしたいと思います。

なお、先ほどの質問で特別養護老人ホームの入所待機者数のことにつきましてはご答弁いただきましたので、その分は省略していただいて結構でございます。

その到達度の中の2つ目でございますが、施設整備の計画を達成できなかったやに聞いておりますが、その要因をどのように捉えていらっしゃるのか、それについてお答えをお願いいたします。

次の第6期についての（2）でございます。地域包括支援センターについてであります、これが、受託法人が変更になったというようなことも聞きました。そういうことを聞いて、包括支援センターは順調に運営されているのか、現在の状況はどうなっているのかについてお答えをお願いいたします。

次に、大きな2番目でございます。4月からの第7期介護保険事業計画についてであります、これについて、第6期計画の総括をどのように、どう反映されているのかについてお伺いいたします。これを全部やると膨大な量になりますものですから、ポイントを絞って、主な事項と考えられる分で結構でございますので、その部分についてお答えをいただきたいと思います。

同じく、第7期介護保険事業計画の2番目についてであります。

先の一関市議会定例会において、介護人材の不足やその育成について議論、そしてまた予算化されたわけではありますが、そのときに明らかになった介護人材の不足する中で、第7期計画にお

いて、民間事業者に担っていただく部分の業務がさらにふえると考えられます。民間事業者サイドにおいてその受け入れの環境が整っているのかどうかというようなことについてお伺いをいたします。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 千田良一君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 千田良一議員の質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム入所待機者の人数等については省略してかまわないということでしたので、省略させていただきます。

施設設備の計画が達成できなかった要因についてというところから答弁させていただきたいと思います。

この施設設備の計画を達成できなかった主な要因につきましては、介護人材の確保ができないことにあるというふうに考えているところでございまして、本年1月に一関市などが実施いたしました介護人材確保・育成に関する意見交換会を開催したわけでございますが、この意見交換会において、市内の介護サービス事業所を運営している法人の管理者の方などから職員の状況をお聞きしたわけでございます。その中では、介護職員を常時募集しているのだけれども応募が全くない、あるいは中途離職があると、職員の補充でありますとか資格者の確保が非常に困難だというお話が寄せられたところであります。

施設整備と介護人材の確保というものは極めて密接な関係にございまして、介護人材の確保には職員の処遇改善が極めて重要であると認識しておりますことから、構成市町と連携しながら、介護人材の確保定着へその取り組みに対して引き続き支援をしてみたいと考えております。

なお、地域包括支援センターの運営状況については事務局長に答弁させます。

次に、第6期計画の総括を踏まえた第7期計画のポイントについてでございますが、施設の整備計画は前に答弁してございますので、それ以外のところで申し上げますと、ポイントは次の4つの点となります。

まず1つ目は、地域包括ケアシステムの構築でございます。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として設置しているところでございまして、第6期計画においては、介護予防、ケアマネジメント、総合相談や支援、権利の擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、この4つの機能が十分に発揮できるように、職員の増員により機能強化と充実を図ったところでございます。

例えば、第6期計画期間中に平成28年度からの措置として、西部包括では4人から5人に1人増員、東部包括でも4人から5人に増員、包括さくらまちは5人から6人に、包括ふじさわについては2人から3人というふうに増員を図っております。平成29年度からの分では、包括はないずみが2人から3人、包括ひらいずみは2人から3人と各1人の増員を図りました。トータルで第6期計画期間中に6人を増員したところでございます。

第7期計画では、包括的支援事業や指定介護予防支援事業所の業務量を勘案いたしまして、引き続き適正な人員配置を図ってまいりたいと考えております。具体的には、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など専門職を配置するとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行うこととして、直営の地域包括支援センター2カ所と委託の地域包括支援センターしづたみ、この職員

を1人ずつ増員する計画でございます。

2つ目のポイントは、認知症高齢者支援対策の推進でございます。第6期計画においては、認知症の方やそのご家族を支援するために、平成28年度から直営の地域包括支援センター2カ所と、それから委託の地域包括支援センターさくらまちに認知症地域支援推進員をそれぞれ1人ずつ配置したところでございます。第7期におきましては、相談業務の充実や医療機関など関係機関との連携を強化するために、認知症地域支援推進員、これを2人増員することとしているところでございます。

3つ目は、生活支援サービスの充実強化でございます。第6期の計画においては、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成であるとか、その発掘等の地域資源の開発、あるいはそのネットワーク化を行うために、平成28年度から一関市の長寿社会課及び千厩支所の保健福祉課並びに平泉町の保健センターに、生活支援コーディネーターを1人ずつ配置したところでございます。

この具体的な活動については、ふれあいサロンや介護予防教室、まちづくり組織の活動などに参加をして、高齢者が日常生活に必要とするサービスを把握し、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス、その提供と想定している自治会、あるいはNPO法人などに対し、事業の説明などを行うものであります。

課題は、地域協働体における高齢者を支えるための生活支援についても、状況の違い、あるいは元気な高齢者が新たな担い手として活躍するための環境の違いなどが挙げられるところでございまして、第7期計画ではこれらの課題解決に取り組むために、生活支援コーディネーター4名を増員することとしております。そのうちの、4名のうちの2人は平成30年度に配置することとしております。

4つ目のポイントは、介護予防の推進でございます。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業と呼んでおりますけれども、この新しい総合事業は、平成29年度から実施しているところでございまして、高齢者が元気なときから取り組む必要があると考えております。第7期計画では、引き続き構成市町と連携して、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業を実施いたしまして、高齢者の自立を支援することとしております。なお、介護人材の確保に向けた取り組みについては、事務局長から答弁させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、私からは、地域包括支援センターの運営状況及び介護人材の確保に向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず、地域包括支援センターについてであります。現在、当組合の直営による設置が2カ所、法人等への委託が5カ所の合わせて7カ所を設置しているところであります。組合管内の10の区域を日常生活圏域と位置づけ、それぞれの地域包括支援センターが担当する地域を定め、医療・保健・福祉の関係機関と連携して、ひとり暮らしの高齢者等の支援に取り組んでいるところでございます。

第6期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築を長期目標に掲げ、地域包括支援センターの機能強化、充実を図ってきたところであり、具体的には、平成28年度に組合直営の地域包括支援センターに2人、委託の地域包括支援センターに平成28年度、29年度に2人ずつ、計4人を増員し、全てのセンターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの3職種を配置し、体制の確保と機能の充実を図ったところであります。このほか、7カ所の地域包括支援センターのうち3カ所を機能強化型の地域包括支援センターと位置づけ、認知症地域支援推進

員を1人ずつ配置し、認知症対策の充実を図ったところであります。

法人等への委託料については、各種相談や認知症対策と在宅医療・介護連携のサービス調整など増加してきていることから、平成28年度から業務委託料を見直し、人件費は職員1人当たり20万円を増額して440万円、事務費は職員1人当たり20万円を増額して50万円としたところであります。また、第6期計画期間中には、委託する法人の変更が2カ所ありましたが、地域包括支援センターの運営状況は良好であると認識しているところでございます。

次に、介護人材の確保に向けて、民間の受け入れ環境が整っているかということについてでございますが、市内の介護保険サービス事業所を運営している法人の管理者の方から御意見等を聞いた内容でございますが、介護職員を常時募集しているが応募がない、中途採用者があると職員の補充、資格者の確保が困難である、職員数に余裕がなく利用者の受け入れを調整しているといった大変厳しい声が聞かれているところでございます。そのような中で、構成市町において、さまざまな介護人材の確保に向けた事業を推進しておりまして、それらを活用していただいているという状況でございます。

なお、介護職員、職場、職員の介護人材の確保におきましては、職場の処遇改善加算という制度がございますので、これらの制度を取り入れていただくことで、より環境のよい職場ということで運営をしていただくものというふうに思っております。

ちなみに、今年度の調査におきましては、先ほども申し上げましたが、賃金改善の状況では28法人のうち27法人において給料、諸手当等、平均月額等の改正が行われました。月額2万8,090円の賃金改善が実施されたところでございまして、1人当たりの平均賃金改善月額では、平成27年度と比較して1,485円の増額の20万9,218円と、このような状況になってございます。

このような中で、やはり介護人材を確保するためには、職員の意欲を向上させるという意味で、各職場においてはそれぞれの職員の能力、資格、経験等に応じた処遇が適切になされることと、このような取り組みを行っているというところでございまして、先ほども申し上げましたが、処遇改善の中でキャリアパスに関する仕組みをつくっていく、そのことによって職員が働きやすい環境ができていく、そのような状況で各職場、努力していただいているものというふうに考えております。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、第6期介護保険事業計画についての到達度についてであります。入所者の待機者の状況はわかりましたが、施設整備で、例えば何カ所予定したのだが、何カ所の整備にとどまったというところ、それを教えていただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えいたします。

計画期間中に整備をした主な施設ということでございますが、小規模特別養護老人ホームが計画の8事業所232床に対しまして実績が4事業所で116床、認知症高齢者グループホームが計画の10ユニット90床に対し実績が5ユニットで45床、小規模多機能型居宅介護が計画の1事業所、登録定員29人に対し実績が1事業所で登録定員24人、看護小規模多機能型居宅介護が計画の2事業所、登録定員58人に対しまして実績が1事業所で登録定員29人、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画の2事業所に対し実績が1事業所となっております。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） ただいま、いろいろ詳しくお話しいただきました。特に特別養護老人ホームについてであります。これについて、8事業所232床だったのが半分しか、しかと言ったらいいいのか、半分の整備にとどまったというようなこと、その理由については、先ほどいろいろな理由についてはお話しいただきました。

これについて、構成市町との協議というのは、どのくらい深くといいますか、いろいろ協議をされたのでありましようか。単に、このくらいだったけれども計画ではこうだったと、ただ事業者のほうで、そちらから手が挙がってこなかったからこれで済んでしまったというような程度の協議なのか、もっといろいろなことを分析して、そしてどのようにしていかなければならないのかなというような、深いその分析の協議までなされたのかどうか、そのことについてお伺いいたします。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） まず、計画策定段階でございますけれども、今回、計画を作成する段階におきましても、構成市町の担当の職員の皆さんとともに、それぞれ検討の部会等を開きまして、協議を重ねてきたというところでございます。

施設数につきましては、先ほども申し上げましたが、それぞれの計画を策定する前の段階に、それぞれの事業所のほうに希望ということで調査を行いました。まずはその時点で何事業所の方が希望されているかということ把握をいたしました。ただ、現段階で、それでは高齢者のほうの伸びというものとか、そのようなものに対してどのくらいの施設が必要なのかというふうなことについては、いろいろ分析をいたしまして、数字としては持ってございました。それについても構成市町のほうに照会をしながら計画を立てたという経過でございます。それに基づいて、今回、公募という形で募集をいたしました。その結果として、計画の数には至りませんでしたけれども、応募いただいた事業所の方について、それぞれ選定の委員の方々をお願いしまして、選定委員会を開きまして、その中に関係者の皆様にも入っていただいた中で選定委員会を開いて決定をしたという、そのような結果でございます。

議 長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） それでは、次の質問に入ります。

第6期計画の期間において、先ほど地域生活支援センターは順調に運営されているよというようなことでありました。よかったなと思っておりますが、2カ所の法人、こちらから委託している法人があったということですが、これはAとBで結構ですので、変更になった理由をお示し願います。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 第6期計画内に変更になった事業者については、包括支援センターについては2カ所ございました。A、Bということですが、Aにつきましては、これまでも長年、運営をしていただいたというところでございましたけれども、委託法人のほうから、人的な体制も整わないことが考えられると、それから運営面から言っても今後継続をしていくことが難しいということを理事会で判断したという内容でございました。Bの包括支援センターにつきましては、やはりここも人的な体制が整わないということと、あとはさまざまな運営面もございまして、今後継続が難しいという判断を受けましたので、これにかわる施設を早急に公募いたしまして決定をしたというところでございます。

議 長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） 今のお答えの中で、人的体制が整わないというようなお話でありました。私などは、先ほど来お話しされてきたように、包括支援センターについては保健師、それから社会福祉士、それからいわゆる主任ケアマネージャーに、日本語で言ったらちょっと長くなってあれですが、いずれその3職種を配置するのだという基本があるわけですが、その人的体制が整わないといったときには、今の話でどの部分が難しかったのか、そこをお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 包括支援センターにつきましては、私も平成28年度でございましたが、管内の事業所を回りまして、いろいろ相談した経過がございます。その中で、人的な体制が整わないというのは、まずは主任介護支援専門員、主任ケアマネージャーでございますが、この主任がつくまでの間、ケアマネージャー経験5年というふうな経験年数が必要だということもありますので、まずは主任ケアマネージャーが不足をしている。あとは、先ほどお話の中で保健師ということがありましたが、保健師、または看護師というふうな条件でございまして、それぞれの事業所では看護師、保健師はもちろんです、事業所においては看護師になり手がいないということで、さまざまな県内の機関とか、それなりの専門機関のほうにも照会も私のほうもしたのですけれども、なかなか見つからないということで、そのような職種が不足しているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） その変更になった背景についてはおおむね理解いたしました。それに対して組合は、受託していた法人がちょっとお返しをしたいというような、下世話な表現だとそういうことになると思いますが、そういうお話をいただいたその後の、それに対しての組合の対応というのは、どのような形で、恐らく違う法人にお願いをして至っているのだと思いますが、そのあたりはどのような経緯といたしますか、そういうことがあったのか、それをお知らせいただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） その後の包括支援センターにつきましては、公募という形をとってございます。やめられるということで、いろいろお話を聞いたわけですが、それらの中で、改善できるものは事前に協議をしてということ踏まえまして公募を行って決定をしたということでございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） ありがとうございます。

それでは、次の第7期の計画についてに移らせていただきます。

先ほどのその中の6期の総括をどう反映させているかについては、先ほどポイントを絞っていただいて、そしてお話いただきました。第7期介護保険事業計画案というようなものについて説明を受けたときも、その資料で基本方針、あるいは長期目標というところについて触れられたということで、これについては理解いたしました。

そして、その第7期についての、やはり今、先ほど地域包括支援センターについてのお話をしたわけですが、やはりその分について少し私の考えもあるものですから、その分について質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の事業計画案、頂戴しているものについては、この第7期計画の具体的な施策のところの最初のところで、地域包括ケアシステムの構想として、（1）として地域包括支援センタ

一の機能強化、充実というのがうたわれているわけであります。これは本当に、なかなか地域包括支援センターの包括とかといっても、これが実際に一関市、あるいは平泉町、いわゆるこの組合のエリアで実際に動き出して、まだ10年になるかならないかというようなところで、住民の方々の認知度、よく知られているかどうかというような認識度というものについては、ちょっとまだまだなのかなというふうに私は市民の方々とお話ししたときにそのように感じております。相談を受けたときに、何か、では包括のほうでどうかと言ったとき、包括というのは何ですかという話によくなるものですから、やはりまだ認知度が足りないのかなと、これはみんな努力しているのですけれどもね、そのような思いであります。

さて、具体的にいきますが、この包括は、やはり今日もお話しされているのですが、住民対応の最前線であろうと思っております。まず、そのような、いろいろその本人、あるいは家族、あるいは関係者の段階でちょっと介護が必要な、支援が必要なというようなことになれば、そうすると、まず最初に連絡があったり何なりすれば地域包括が動き出すと。そして、その状況を見ながら、続くサービスに導かれているわけだと思います。

その地域包括支援センター、あるいはその業務に従事している皆さんのその精励ぶりというのは、私は、たまたま舞川に住んでいるものですから、舞川の人たちから聞くと、やはり本当に一生懸命なさっているのを、これを感じております。実際に、それは先ほど、2カ所で包括の支援センターの委託をお返しになったというようなところでの理由で出てきたように、法人とすれば人的体制を整えるが大変、それから運営というようなところもありましたが、これは恐らく、そこを運営する費用だと私は勝手に推測いたしました。そういうところ、結局それは待遇にも関係してくるわけであります。

そのような中で、一生懸命なさっているなというようなことを本当に感謝と敬意は感じながらいるわけですが、いろいろなことが発生したり、あるいはそういう体制を整えたりするというのは、第一義的には受託している、あるいは運営しているその法人かと思います。そして、しかし、そこについても、最終的に委託されている法人はこの行政組合から委託を受けている。行政組合、だから次は行政組合とともに、やはり一緒になってそういうものを整えていかなければならないという責務はあると思います。

ただ、これ、行政組合だけで済む問題ではないはずであります。これは結局、本来はその地方自治体といいますか、一関市、あるいは平泉町の業務としてあったもの、これを地方事務の中のそれを行政組合に委託をして、委託と。

議長（小野寺道雄君） 千田議員に申し上げます。簡潔に質問してください。

9 番（千田良一君） そのようなことがあった場合に、その体制を整えなければならないというようにある場合に、今、行政組合の分についてはわかりました。一関市、あるいは平泉町という構成市町についてはどのように考えられているのか、もしそれをお話しできるのであれば、ご答弁いただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 鈴木介護保険担当参事。

介護保険担当参事（鈴木淳君） 私から、一関市の状況について答弁いたします。

一関市につきましては、西部地域包括支援センターが保健福祉部の中の長寿社会課と同じ事務室にございまして、長寿社会課の職員と密接に連携をとりながら地域包括ケアシステムの構築に当たっているところでありまして、私から見まして、大変、連携が密接にとれていると感じているところがございます。

議長（小野寺道雄君） 高橋介護福祉主幹。

介護福祉主幹（高橋和夫君） 先ほどの尾形事務局長のお話にありました、一つの包括支援センターについては平泉町内の包括支援センターであったのですが、お返しになる前から、いずれ、情報共有しながら、常にどのような体制がいいかということを行政組合とも話しながら対応してきたところです。その後も情報共有しながら、必要な、例えば事務所とか人的配置がどうだとか、そういう具体的なところもご相談に乗りながら対応してきたところです。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9番（千田良一君） ありがとうございます。

地域包括支援センターにおいて、先ほど、いわゆる3職種の話もしていたのですが、今回、第7期については人数もふやすというようなことでありました。6期についても途中でふやしているというようなことでありましたが、まず現時点では7期で想定する分について、業務量、あるいはそういうものについて適正な人員は配置するというようなことであります。そうすると、6期の経過を見ると、7期でやはり地域包括支援センターの業務が大きくなって、やはり足りないという場合には、それなりに手当てをしていただけるというような思いでいてよろしいですか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 包括支援センターの職員配置につきましては、国の基準に基づきまして、エリア内の65歳以上の方の人数と、3,000人という規模の中では3人、3職種というふうな形です。それらの基準にのっとって対応してまいりたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9番（千田良一君） その基準というのが出てくるかと思います。ただ、ここにいらっしゃる方、皆さん、御存じのように、この一関地区広域行政組合のエリアというのがあまりにも広いと、これは全国の特例な例だろうと言われるくらい広いところで、そして住民の方々も点在しているというようなことでありますので、いずれ、そこで働く人たちのやはり条件というのは厳しいというようなことも考えていただきながら、確かに国の基準云々ということはあろうかと思いますが、やはり実態に即したそういう人員体制といいますか、そのようなことはお願いしたいと思います。それから、もう一つお願いいたします。

地域包括支援センターの委託料については、先ほどいくら、いくらというようなアップをしたよというようなことでありますが、そして、今回も、7期もつくったということでもあります。今回の金額というものについては、これについては現在では大丈夫だというようなことだと思いますけれども、その人員不足、人的体制云々というときは人員不足のほうの原因として出てくるわけですが、この人員不足の原因はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 人員不足、全国的なものではございますが、包括支援センターに限っては、やはり職員の専門性というのがございまして、それらの資格取得者の確保が難しいと、そのように考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9番（千田良一君） 資格取得者の確保が難しいと。その資格取得者の確保ですが、例えば保健師一つとってみても、保健師というのは普通、今は変わってきたのかもしれませんが、今までは行政分野にしかいない、主にそこにいるというような人です。そうした人たちをそもそも制度として要求しているというか、まず出てくるのは保健師と出て、そしてそれがうまくいかない場

合には除外の例として看護師が出てくるわけですが、そもそも、そうすると、この制度というのは、行政が直接行うというようなことを期待している制度とは考えられませんか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議員お話しの中で、地域包括支援センターは保険者が設置主体であるということですので、保険者が行うものというふうな考えが一つございます。それから、委託をしてということですのでございますけれども、現在の7期の計画の中におきましては、保険者が直接行う直営の包括支援センターが西と東に1カ所ずつございます。その直営の包括支援センターの機能といたしまして、基幹型というものがございまして、委託の包括支援センターと連絡調整を図る、あとはいろいろ相談業務に乗ると、それから各種指導も行うというふうな機能を持たせてございますので、そのような配分をしながらセンターの運営を図っているというのが現状でございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） なかなか難しいかなと思うのです。

それで、そうすると、その基幹型の2カ所の包括支援センターがあるわけですが、そこは委託の法人の包括支援センターと当然連携しながら、いろいろ指導といたらないのか、ちょっとそれはいきすぎかもしれませんが、いろいろ相談に乗ったり何なりということをやっていくというようなこともあろうと思います。そうすると、そこでの今度はやはり業務も大きくなるものですから、ぜひ、ここにあるように、1番目にあるように、地域包括支援センターのこれがうまくいくかどうか、第7期の計画がうまくいくかどうかというところに結びつくということだと私は理解しております。ぜひ、この地域包括支援センターが新しい業務、あるいは今までなかなかできなかった医療との連携など、難しい業務であります。そういうところをうまくやっていけるようなセンターであってほしいと願うわけです。そのためには、やはり人的体制も整えて、恐らくそうすると、構成市町からそこまで出せないなどというようなことも言われることもあろうかと思いますが、やはり現場を持っている組合としては、その辺は強く要求をして、やはりいい計画実施をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 千田良一君の質問を終わります。

午後3時25分まで休憩します。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時25分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第5、議案第1号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について及び日程第6、議案第2号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第1号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について、提案理由を申

し上げます。

本案は、紫波、稗貫衛生処理組合が、平成30年度から退職手当を支給する常勤の職員を配置しないに伴い、退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除く協議及び組合規約の一部変更の協議に関し、地方自治法の協議に基づき専決処分したことから、承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手県市町村総合事務組合において退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から紫波、稗貫衛生処理組合を除くことに伴う財産処分に関する協議に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したことから、承認を求めるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第1号は、承認することに決定しました。

次に、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第2号は、承認することに決定しました。

議長（小野寺道雄君） 日程第7、議案第3号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第3号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、事業の人員及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第3号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正により、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、当該事業の人員及び運営に係る基準等を条例で規定する必要があるため、現在の県の基準条例に準拠して定めるものであります。

参考資料をごらん願います。

この条文の構成でございますが、第1章が総則であり、趣旨や指定居宅介護支援事業者の要件、基本方針を規定しております。

第2章は運営に関する基準であり、指定居宅介護支援事業者の従業員の員数、管理者の基準、指定居宅介護支援の取り扱い方針などを規定しております。

第3章は、指定居宅介護支援以外の事業者が行う基準該当居宅介護支援の準用を規定しております。

この条例の施行期日は、平成30年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第8、議案第4号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第4号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、第7期介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付に要する費用等に照らし、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第4号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から平成32年度までの介護保険料及び介護保険料の賦課基準を改めるとと

もに、過料を科する対象者の範囲を改めるため、所要の改正をするものであります。

初めに、第5条は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の介護保険料について改正するものであります。

最後のページをお開き願います。

この介護保険料につきまして、参考資料（介護保険料新旧対照表）により説明を申し上げます。

現行の第1号被保険者の保険料基準月額が5,191円ありますが、第7期介護保険事業計画期間中の基準月額を5,962円とし、第1段階から第11段階の年額保険料について改正するものであります。また、現行の第7段階の合計所得金額120万円以上190万円未満を120万円以上200万円未満に、現行の第8段階の合計所得金額190万円以上290万円未満を200万円以上300万円未満に、現行の第9段階の合計所得金額が290万円以上400万円未満を300万円以上400万円未満に改めるものであります。

また、第6期において、平成27年4月から消費税による公費を投入して、低所得者の介護保険料、所得段階が第1段階に区分される生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者、または世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人年金収入等が80万円以下の被保険者について、保険料基準額に対する乗率を現行0.5から軽減強化により0.45に引き下げを行っており、第7期においても引き続き継続して、低所得者の第1段階の介護保険料について、年額3万5,800円から3万2,200円とし、3,600円の引き下げを行おうとするものであります。

1ページにお戻り願います。

合計所得金額の取り扱いにつきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、平成30年度における第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の所得段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることができることとなったものであります。

当組合では、被災地等で順次防災集団移転が進むことを踏まえ、既に平成29年度から、第1号被保険者の介護保険料の所得段階（11段階）の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いてきたところであります。

3ページをお開き願います。

次に、第16条の過料を科する対象者の範囲につきましては、介護保険法に基づき、現行の第1号及び第2号被保険者、第1号被保険者の配偶者、世帯員に対し、組合は調査することができ、これに従わない場合には条例に基づき10万円以下の過料を科することができることとされておりましたが、介護保険法の改正に伴い、調査の対象とこれに従わない場合に過料を科することができる対象に第2号被保険者の配偶者、世帯員等を対象とする旨の改正が行われたことから、過料を科する対象者の規定を改めるものであります。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

質疑の回数は3回以内となります。

6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） お伺いをします。

今朝の新聞を見ますと、今回の改正によって6,000円を超える自治体が御紹介されていましたが、6,000円というのは、やはり一つの基準で非常に高いのかなと。当市も5,962円ですから非常に重い負担となるなという感想を持っております。

そこでお伺いするのですが、改めて今までのこの計算式を見ますと、第1段階の方々の所得に占める負担割合が、11段階の方々から見て倍近い負担となっていますね、率で判断すると。ですから、ぜひ、本当は今回のこの引き上げによって、低所得者の方々に配慮した引き上げとしてほしかったのですけれども、なぜ、そういった今回の大幅な引き上げに対して、低所得者に対する配慮がなかったのかなというのが1点。

それから、今の局長のお話で、第1段階の80万円以下の所得者に対する軽減強化というのがあったのですが、この第2段階、第3段階までの方々が非課税世帯なのですね。ここまで軽減強化が拡充できなかった理由についてもお伺いをいたします。

それから、当市は11段階にしているのですが、やはり所得スライドを考えれば、14段階の自治体もございます。そういう面では、もう少し、これだけの引き上げなので、ぜひ区分を細分化すべきだったのではないかなと、そういう配慮も必要だったのではないかなと思いました。もう今回は本当に機械的に、新旧対照表を見ますと、前回の率で前回の段階で課しているというふうにしか捉えられないのですけれども、そういった低所得者の配慮というものが、これを設定する協議の段階で話し合いのテーブルに出てこなかったのかどうかお伺いします。それらも含めて。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、藤野秋男議員にお答えをいたします。

低所得者に対する保険料についてであります。改正後の保険料は、保険料基準額の見直しにより、第6期計画の保険料に比べて増額となったものであります。

低所得者に対する保険料の負担軽減策については、所得の低い第1段階に該当する方の保険料の算出に当たり、平成27年4月から保険料基準額に乗ずる割合を0.5から0.45に引き下げることにより対応しているところでございます。保険料の軽減につきましては、国では消費税の増収分を財源として、消費税率の段階的な引き上げを行うことにより、平成27年4月から第1段階の保険料の軽減に続き、第2段階及び第3段階を軽減の対象とする予定でありましたが、消費税率の引き上げが見送られたことから軽減対象の拡大についても見送られたところであります。このため、第7期計画にあっては、現在のところ、第2段階、第3段階の所得階層に対する保険料の軽減は見送らざるを得ない状況であります。今後、消費税率の引き上げに合わせ軽減対象の拡大が行われるものと見込まれることから、当組合としても国の動向に注視してまいります。

3番目の所得階層の14段階というお話でありますが、現在、国においては、第1段階から第9段階までの階層でお示しをいただいているところでございます。当組合につきましては、既にそれを細分化をいたしまして、11段階まで広げたというところでございます。

内容につきましては、第1段階から第3段階までが低所得者の方ということで区分がなされているのですけれども、国においては、第1段階が0.5、第2段階、第3段階が0.75という率でございすけれども、当組合は第1段階は同じでございすが、第2段階を0.65ということで、1段階その段階の中に組み込んで対応しているという状況でございす。

その設定の中で協議がなかったのかというふうなことです。これにつきましても、先ほど回答申し上げました、次期消費税等の増税に合わせた中での対応ということで行っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） やはり、非常に重い負担だというのをぜひ認識してほしいのですが、第1段階が今回、軽減強化して0.5から0.45というふうな形でさらに軽減をしていますということです。それでも所得に占める割合からいくと、これで見ても約5%ですか。ところが、11段階の600万円を超える方は、ここでは2%という、基準額に2を掛けているのですが、14万3,100円、これは2.3%、所得に占める割合からいくと。ですから、軽減されても所得に対しては5%近い低所得者は負担となる。片や、600万円が高額所得者とは思いますが、600万円を超える方は2.3。私は、こういう低所得者に配慮したというのは、こういう、例えばわずか5,000円や1万円引き上がっても所得の低い人にとっては、600万円を超えるような所得の人から見れば大きな負担に感じるのではないかなということで、今回の改正ではぜひそういった配慮が必要だと思ったのですが、ただ、国の基準という話でございましたが、この計算式、あるいは区分は裁量権の範囲内と、何かペナルティーでもあるのですか、これは。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 国におきましては第1段階から第9段階までということで、ここの中でその介護保険料の所得段階というふうなことで基準を決めてございます。弾力化ということも申し述べておりますけれども、そもそもが9段階の仕組みの中で5段階の方を基準としてございまして、この5段階の方を基準として所得が少ない方、それから所得が多い方と、所得が少ない方、1段階から4段階の方には少なく、6段階から9段階の方には多く支払っていただくというふうなことが、この当初の段階表の中で既に割り振られているという考えが一つでございます。

そのようなこともございまして、その中で当組合といたしましては、さらに国よりも細分化をして、さらにそれぞれの段階において軽減化を図りたいという意味から、このような11段階にしたということでございます。

ペナルティー等はございませんけれども、しかしながら、今回、介護保険料が増額になるということで、さまざまなご負担をおかけするというのもそのとおりでございます。実は全国的な組織であります一部事務組合、広域連合で組織いたします全国介護保険広域化推進会議というものがございまして、その中で、やはり介護保険料の段階設定について、少し今の段階ではなく、それぞれのその本人部分について非課税かどうかというふうなことを考慮した中で検討いただけないかというふうなことも要望として国に足して出してございます。いろいろ利用者、保険料を納めていただく方への対応として、当組合としてもそのようなことを行っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） これからも、ぜひ国に対しては強く要望していくというのはそのとおりですが、ぜひ自治体としても、ここは広域で行っているわけですが、広域行政組合としても、やはり先ほどの答弁にあったように、滞納者が発生している、利用制限が既に始まっているという中では、少しでも納税しやすい、いわゆる保険料を納付しやすい改正をすべきだったのではないかなと思いますし、低所得者への配慮というのは、今回、第1段階では示していますけれども、やはりそういった面では大いに独自でも検討していくというような方法をとっていかないと、今の状態では、命にかかわる、私生活にかかわる大きな問題に発展しかねない状況ですから、やはりここはしっかりと今後も見直しを検討していただきたいと思います。以上です。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小野寺道雄君） 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第9、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10、議案第6号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、共生型地域密着型サービスの基準について定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第6号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第5号及び議案第6号につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスの基準を定めるなど、所要の改正をするものであります。

参考資料でご説明を申し上げます。

ごらんいただきたいと思います。

参考資料1ページから3ページをお開き願います。

議案第5号及び議案第6号共通の説明資料としまして、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスのサービス内容について記載しております。

地域密着型サービスとは、要介護 1 から 5 のいずれかに認定され、当組合管内に住所がある方がのみが利用できるサービスであります。

参考資料 4 ページをお開き願います。

参考資料の 4 ページ以降は、議案第 5 号及び議案第 6 号共通の説明資料としまして、条例の主な改正内容を記載しております。

表の左側に議案第 5 号も主な改正内容をサービスごとに記載しております。

指定地域密着型サービスに係る改正は、目次に新たに「共生型地域密着型サービスに関する基準」の項目を追加し、第 2 条の定義に、共生型地域密着型サービスを新たに規定するものであります。

①でございます。指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準の改正は、第 3 条において、病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に係る指定申請に限ります）を追加したものであります。

②指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る改正は、第 6 条において、訪問介護員等のその他政令で定める者を、介護職員初任者研修課程修了者としたものであります。

以下、指定夜間対応型訪問介護についても同様に改正するものでございます。

第 7 条の改正は、利用者またはその家族からの通報に対応するオペレーターの配置基準の緩和等、また、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設を新たに介護医療院として追加をするものでございます。

以下、5 ページに記載しております他のサービスも同様に介護医療院を追加する取り扱いとなり、第 62 条から第 194 条においても同様に改正するものであります。

第 40 条の改正は、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和等、地域との連携等について規定するものであります。

③でございます。指定夜間対応型訪問介護に係る改正は、第 48 条第 2 項において、訪問看護員等のオペレーターの経験年数の基準の緩和について規定するものであります。

6 ページから 7 ページをお開き願います。

④共生型地域密着型通所介護、いわゆる小規模デイサービスに係る改正は、第 60 条において、共生型地域密着型通所介護の指定基準及び指定療養通所介護の利用定員について規定するものであります。

⑤、次に、指定認知症対応型通所介護、いわゆる認知症デイサービスに係る改正は、第 66 条において、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特養における利用定員について規定するものであります。

8 ページから 9 ページをお開き願います。

⑦でございます。指定認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームに係る改正は、第 118 条において、身体的拘束等の適正化を図るため運営基準を規定するものであります。

以下、他のサービスにおいても同様に運営基準を追加する取り扱いとなり、第 139 条、第 158 条、第 183 条も同様に改正するものでございます。

次に⑧でございます。指定地域密着型特定施設入居者生活介護、いわゆる小規模な介護専用の有料老人ホームに係る改正は、第 131 条において、サテライト、出張所でございます、サテライ

ト型特定施設に配置される従業員の員数の緩和を規定するものであります。

次に⑨指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームに係る改正は、第152条において、サテライト型居住施設に配置される従業員の員数の緩和を規定するものであります。

10ページから11ページをお開き願います。

指定看護小規模多機能型居宅介護に係る改正は、第192条、第193条において、指定に関する基準の緩和、サテライト事業所の創設を規定し、第195条、第196条において、登録定員及び利用定員、設備及び備品等について規定するものであります。

議案第5号の1ページから33ページまでは新旧対照表でございます。

議案の33ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日とするものであります。

次に、議案第6号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を定めるなど、所要の改正をするものであります。

恐れ入りますが、議案第5号・第6号共通の参考資料7ページをお開き願います。

地域密着型介護予防サービスとは、要支援1または2のいずれかに認定され、当組合管内に住所がある方のみが利用できるサービスであります。

表の右の欄に、この条例の主な改正内容をサービスごとに記載しております。

初めに、①指定介護予防認知症対応型通所介護、いわゆる認知症対応型のデイサービスに係る改正は、第6条において、単独型及び併設型の認知症対応型のサービスについて、施設に置くべき従業員の員数に、介護医療院を追加するものであります。

以下、他のサービスにおいても同様に、介護医療院を追加する取り扱いとなり、第45条から第84条も同様に改正するものであります。

第10条の改正につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護のうち、ユニット型の小規模特養の食堂、または共同生活室において、認知症対応型のデイサービスを行う場合の利用定員について規定するものであります。

参考資料の8ページをお開き願います。

③でございます。指定介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームに係る改正は、第79条において、身体拘束等の適正化を図るため運営基準を規定するものであります。

議案の6ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これより採決を行います。

次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第11、議案第7号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第7号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者及び指定特定相談支援事業者などの関係機関との連携について定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第7号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部改正に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者及び指定特定相談支援事業者などの関係機関との連携について定めるなど、所要の改正をするものであります。

障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に係る改正は、第3条第4項において、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、介護予防支援

専門員と障害福祉制度の相談支援専門員が連携に努めなければならないと規定するものであります。

公正中立なケアマネジメントの確保に係る改正は、第6条第2項において、指定介護予防支援事業所は、介護予防サービス利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、複数の指定介護予防サービス事業所等を紹介するよう求めることができることなどにつき説明を行い、理解を得なければならないと規定するものであります。

また、医療と介護の連携の強化に係る改正は、同条第3項において、入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定介護予防支援の提供開始に際し、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるものであります。

平時からの医療機関との連携促進に係る改正は、第32条において、サービス担当者会議には利用者及びその家族の参加を基本とすること、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うこと、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することをあわせて義務づけることを規定するものであります。

議案の1ページから4ページまでは、新旧対照表であります。

議案の4ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成30年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第12、議案第8号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第13、議案第9号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第8号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を22億7,419万6,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費218万3,000円、総務費5,526万8,000円、衛生費21億4,335万9,000円、公債費6,338万6,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金18億3,494万円、使用料及び手数料1億9,198万5,000円、国庫支出金779万5,000円、財産収入595万4,000円、寄附金1,000円、繰入金1億5,605万8,000円、繰越金1,000円、諸収入7,746万2,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第9号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を154億6,820万9,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,680万4,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は6ページから8ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は9、10ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第8号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

説明は、歳入にあつては予算書を、歳出にあつては予算の概要をごらんくださいますようお願いいたします。

初めに、一般会計予算の歳入であります。予算書の13ページをお開き願います。

1款1項1目総務費分担金の分担割合は均等割となっており、一関市が9分の8、平泉町が9分の1であります。

2目1節衛生総務費分担金の分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。

2項負担金は、地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が17億1,382万4,000円で93.4%、平泉町が1億2,111万6,000円で6.6%であります。

14ページ、15ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射性物質濃度測定に対する補助金、3款2項委託金は、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

16ページ、17ページをお開き願います。

6款1項基金繰入金は、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事等の財源とするものであります。これにより、平成30年度末の財政調整基金残高は7,315万円ほどとなる見込みです。

18ページ、19ページをお開き願います。

8款2項受託事業収入は、一関市からの受託により、放射性物質に汚染された牧草を焼却処分するための経費及び奥州金ケ崎行政事務組合からの受託により、奥州市の家庭系一般廃棄物を焼却処分するための経費であります。

次に、一般会計予算の歳出であります。予算の概要の13ページをお開き願います。

3款1項1目衛生総務費につきましては、5年ごとに策定が義務づけられている一般廃棄物処理基本計画を策定するものであります。

14ページ、15ページをお開き願います。

生活環境対策費につきましては、一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断等を行うものであります。

3款2項1目火葬場管理費は、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修工事等を実施するものであります。

3款3項1目一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、用水施設管理費につきましては、整備計画により、排ガス処理設備補修工事、破碎設備補修工事等を実施するものであります。また、焼却灰資源化事業として、主灰のセメント原料化に取り組むものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款3項2目大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画により、1号給じん装置整備工事、粗破碎機整備工事等を実施するものであります。

18ページをお開き願います。

3款4項1目一関清掃センター費及び2目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の機器交換等を実施するものであります。

次に、議案第9号、一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

恐れ入ります。予算書の45ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1款保険料は、介護保険料及び被保険者数の増により増額を見込んだところであります。

2款分担金は、均等割、高齢者人口割及び介護給付費等の実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が20億9,210万9,000円で94.3%、平泉町が1億2,652万7,000円で5.7%であります。

46ページをお開き願います。

4款国庫支出金から48ページ、6款県支出金までは、介護給付費等に係る国、県等支出金であります。

8款1項介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料の年度間調整による取り崩しであります。

次に、事業勘定の歳出であります。予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目認定審査費につきましては、延べ240回の介護認定審査会を見込んだところであ

ります。

2 款 1 項 1 目介護サービス費は、要介護 1 から 5 の方に対する給付であります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2 款 1 項 2 目介護予防サービス費は、要支援 1 及び 2 の方に対する給付であります。

3 目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護サービス事業者への支払業務委託料であります。

4 目高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

5 目高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

6 目特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等の居住費及び食費が所得等に応じた負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、平成29年度から実施しているところであり、30年度からは要支援 1 及び 2 の方が利用していた介護予防サービスのうち、訪問型サービス及び通所型サービスを介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に完全移行するものであります。

サービス A は、介護予防給付の基準緩和によるホームヘルパーなどが行う短時間のサービスに対する給付であります。

次の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の一部並びに一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービス B は、住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービス C は、保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

22ページをお開き願います。

3 款 2 項 1 目包括的支援等事業費は、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護などを行うものであり、生活支援コーディネーターを 3 人から 5 人に増員し、一関市の長寿社会課及び千厩支所保健福祉課に配置するものであります。

次の任意事業費につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食給食サービス利用などを実施するものであります。

次に、サービス勘定について説明を申し上げます。

予算書の68ページをお開き願います。

サービス勘定の歳入であります。

歳入の 1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成8,337件を見込んだものであり、平成29年度当初予算で見込んだ8,251件に比べて86件の増を見込んだところであります。

次に、サービス勘定の歳出であります。予算の概要の23ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費は、介護予防ケアプランの作成について、直営2,229件、居宅介護支援事業所への委託6,108件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理等を行うものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、質疑に当たっては答弁時間を考慮され質疑されるようお願いいたします。

12番、金野盛志君。

金野盛志君の質疑は、一問一答方式です。

12 番（金野盛志君） 2点お伺いします。

予算の概要の15ページの3款2項1目火葬場管理費、火葬場管理費ということで千厩斎苑のことを申せば、控え室に和室だということで、高齢者の方が大変だということで、和室用のいすをふやしていただいたというようなことについては感謝を申し上げたいと思います。

そうした中において、火葬場に行ってみると、もちろん送る方もかなり高齢の方、この高齢の方が最後のお別れをする際に、車いすは準備してあるのですけれども、いわゆる正確に言うと、車、押して歩く車、ああいうのが備品として整備になっていれば、最後のお別れに来るということで高齢者の方も来やすいのではないかなと思うのですけれども、その点について、そうしたことを含めて、意見とか、そういうことも踏まえてその対応をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうかということが1点目。

それから2点目、ごみ焼却の中で焼却灰資源化事業という、3款3項1目ですね、これについて、全体の焼却灰の量というのは大体どのくらいを想定しているか、資源化する量はどのくらいか、そして、その搬入先はどこか、どのようにそれを活用する考えなのか、これによって最終処分場の延命化についてどのような効果があるのか、以上についてお伺いをいたします。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、金野盛志議員にお答えをいたします。

まず、斎苑の和室等の追加といいますか、整備についてということでございますが、平成29年度において、釣山斎苑及び千厩斎苑に和室用のいすをそれぞれ20脚ずつ追加をいたしました。釣山斎苑は4室で42脚、千厩斎苑は4室で39脚のいすを配置しているところでございます。

いすを追加した後ということでございますが、今のところ、さらに追加してほしいという利用者からの要望は、まだ組合としてはいただいていないところではございます。また、斎苑を利用する高齢者の方々に対しては、これまで貸し出し用の車いすの配置や和室の入口への手すりの設置、告別ホールへのいすの配置などを行ってきたというところでございますが、今後も利用実態の把握に努めまして、高齢者等に配慮した環境整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、次に、焼却灰を資源として活用することについてでございますが、平成30年度に一関清掃センターから発生する焼却灰のうち、主灰は3,100トン程度と見込んでおります。このうち、資源化をする主灰の量は、運搬の委託に係る手続や業者の準備期間、コストなどを考慮し、平成30年度は1,000トンを見込んでいるところであります。

主灰の搬入先につきましては、県内にある事業所を予定しておりますが、現在は契約前の段階でありますので、具体的な事業所名については控えさせていただきます。

なお、資源化する主灰の用途については、セメント原料の一部として活用する予定でございます。

また、平成30年度に主灰約1,000トンを資源化することにより、舞川清掃センター最終処分場の埋め立て可能見込み期間が、およそ30年度においては3カ月程度延びるものと見込んでいるところでございます。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） 実際問題、火葬場については指定管理している人から聞いていただければわかるのですが、要するに千厩病院とか何かには、全部高齢者対応のそういう道具があるのですよね。最後の、本当の人生の最後にお見送りに来るという、そういう場所ですので、やはり高齢者の方がそういうところに来れるように、来ても本当に、極端なことをいうと、背中がもう2つに折れたような方まで来るのですよね。そういう方々への配慮というのを、ぜひそういうのを、もしかすればどこかにもそれはあるかもしれません、新規に買わなくても。そういう対応をお願いしたいということ。それはそういうお願いにしたいと思います。

それから、ごみ焼却については、このセメントの原料化するというのは決して新しいことでもなくて、これは全国的にはかなりやっておりますけれども、そうした中において、1点だけ伺います。大東清掃センター分はそこにはかないということは、セシウムか、放射能に汚染された牧草を焼却しているということが原因としてあるのですか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 大東清掃センターの焼却灰についてであります。大東清掃センターから発生する焼却灰は、全て排ガスからバグフィルターにより集められた、いわゆる飛灰であります。この飛灰は、主灰に比べて塩分濃度が10倍ほど高くなっており、搬入先では受け入れする焼却灰の塩分濃度を1%程度までとしていることから、セメントの原料には活用できないと伺っております。

議長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質疑を終わります。

6番、藤野秋男君。

藤野秋男君の質疑は、一問一答方式です。

6 番（藤野秋男君） まず最初に、議案第8号、14ページ、2款2項2目ごみ処理手数料です。これを見ますと、説明ではたしか産廃を受け入れないということの法律改正に伴っての減ということですが、それによって、これまで取り扱ってきた市内業者にどれくらいの影響が出るのか伺いをいたします。

続いて、議案第9号ですけれども、ページ数は50ページ、予算の概要と照らし合わせてみますと、これは賃金とあります。このマイナンバー事業は国の鳴り物入りの事業ということで、たしか100%国の出資で事業を進めてきたはずだと思うのですが、ここで賃金というのは、何かの独自の事業を行うための、あるいはサービスを行うための賃金なのか伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、お答えをいたします。

合わせ産廃、産業廃棄物処理手数料についてであります。合わせ産業廃棄物とは、一般廃棄物と合わせて処理する産業廃棄物のことであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、一般廃棄物の処理は、市町村が、産業廃棄物の処理は県が行うこととされておりますところを、これまで管内事業者の利便性を考慮し、特例的に受け入れてきたもので、当組合では事業所から排出されたもののうち、主に可燃物を受け入れてきたところでございます。しかしながら、焼却施設や最終処分場の状況等を勘案し、今般、受け入れ基準を見直し、平成30年4月から合わせ産業廃棄物は受け入れないこととしたことから、平成30年度は手数料収入を見込んでいないところであります。

なお、県内で一般廃棄物を処理している11組合のうち、産業廃棄物の受け入れをしている組合

は、当組合を含めて3組合であり、このうち1組合は資源物に限って受け入れをしている状況となっております。

また、受け入れ基準の変更に伴う事業者への影響については少ないものと考えているところがあります。

組合管内において、県が許可する産業廃棄物関係の業者は、収集運搬業が93社、処分業が15社となっており、現在、合わせ産業廃棄物として受け入れている産業廃棄物の処理は、県の許可業者で対応できるものと考えております。

次に、マイナンバー事業費についてであります。マイナンバーを利用して他市町村と情報連携を行うため、平成27年度にシステムの構築やネットワークの分離などを実施したところであり、これについては補助対象となっていることから、国庫補助金を財源として実施したところであります。

システム構築後はマイナンバーを利用した運用を行っているわけですが、平成30年度の通信回線利用料やネットワークの保守などについては補助対象となっていないことから、一般財源での対応となります。また、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の事業の運営に対する地方交付税措置等については、普通交付税で措置されていることとされており、構成市町の基準財政需要額に含まれ、構成市町に交付されるものでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 最初に、この8号のごみ処理手数料ですけれども、合わせ産廃ということですが、影響は少ないと言いながらも、業者数、影響の出る業者数は把握はできていないということでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 一関清掃センター並びに大東清掃センター合わせた形での受け入れの件数というものは、今現在ちょっと把握してはございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 実は私のところに問い合わせがありまして、大変困ったと、今まで広域行政組合で受け入れを行っていたのだが、これから本当にその部分の経費が出てくるかどうか心配だという声が寄せられています。

そういう中で、実は産廃業者、収集運搬業者のリストが届いたと、これは組合として対象業者にそういう情報提供をしたのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 私どもでは合わせ産廃の受け入れは平成30年からは受け入れないというふうなことから、まず周知は昨年の4月からその都度、申し込みの業者にはチラシ等でお知らせしてきたところでございます。それではどこに頼めばいいのかというふうな問い合わせはその都度あったというところから、具体的な名前は別として、産業廃棄物の収集運搬業者のほうに問い合わせをお願いしたいというところでお話をしてみたいところでございます。ただ、今お話にあったような一覧表という、産業廃棄物の収集運搬業者の一覧表というものについてお渡しをしたというふうな経緯はございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ということであればよろしいのですが、やはりそういった業者のリストとか、実際に、取引というのは持ち込んでいる業者のリストというようなものを、もし業者で流したと

すればこれは問題ですので、そういったことはないということですから、よろしいのですが、ただ、業者とすれば、そうはいっても、今後、収集運搬だけでも1万5,000、6,000円ぐらいかかりますよとか、あるいは産廃についてはキロ当たりいくらだということであるというふうな認識で、先ほど局長からは影響は少ないという話ですが、やはりそういった大きな業者であればそんなに痛手はないのかなと、既に産廃業者利用していますから。でも、小さい業者にとっては大変な痛手になるのかなというふうに思います。とはいえ、これらについて、ひとつ確認しておきたいのですが、飲食店のように、産廃とはいえ、事業系と一般家庭と区別できないような合わせ産廃といいますか、産廃についての受け入れは今後も引き続き行うというふうな認識でよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） ただいま、一つの例としての提示であったかと思いますが、今出された性状のものが一般家庭のものか、あるいは飲食店等のものかというふうなものについて、はっきりしないものについてはどうなのだというふうなお尋ねかというふうに考えてございます。

私どもで両清掃センターで受け入れる際には、どなたがまず申し込みなさるのか、それからこれは家庭のものなのか、あるいは事業において発生したものか、それぞれお尋ねをいたします。その段階で、当然申し出による判断というふうな形になりますけれども、そういったものについて区別を申し上げるところから、その時点で産業廃棄物なのか、あるいは一般廃棄物なのか、これは家庭から出されるもの、それから事業から出されるものであっても一般廃棄物というのはございます。産業廃棄物については業種指定なり、あるいは排出する品目によって規定されているというふうなものから、私どもではそのようなものと照らし合わせて判断をさせていただくということでございますので、一概に事業所から出されたものは全部だめという判断に基づいて受け入れを制限するというふうな形のものではございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、その辺は丁寧に説明をしていただきたいなというふうに思います。

次に、マイナンバー事業ですけれども、といいますと、今回はここに説明があるように、社会保障・税番号制度の運用に伴い人件費を計上したということですが、これはマイナンバーを担当する職員というのを限定して行っているのでしょうか。ここに職員給与とは切り離して計上したということの意味合いについてご丁寧にちょっと説明をお願いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、お答えをいたします。

総務管理費の中に賃金という区分がございますけれども、その予算書の50ページでございますが、右側の説明の欄にマイナンバー事業費と丸印がなっております。その内訳は賃金というものではなくて、12の委託料と通信運搬費と13の情報処理システム関連業務委託料、それから使用料、賃借料等に係るものということで御理解をいただければというふうに思います。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） となりますと、このマイナンバー事業として19ページに、社会保障・税番号制度の運用に伴い、ネットワークのセキュリティ対策を行うという、これは委託料というふうに判断してよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） そのとおり、委託料ということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、マイナンバーについては、かなり市民も神経質になっているというか、実はマイナンバーカードの普及状況を見てもまだまだ低いという面では、理解されていない部分も非常に多いわけです。そういった中で、この部分を委託して行っているということでしょうけれども、このほかにマイナンバーとして、マイナンバー活用はあとはないと判断していいのですか。ここで言えば、社会保障と税番号制度と、今、組合としてはこの2つについてマイナンバーで利用する、していると判断していいのか。というのは、なかなかマイナンバーは思うように活用されていないというのが実態なのです。ですから、広域行政組合として、うちのほうは本当にこれで円滑に運用できていますよということであればかまわないのですが、その辺についてご説明をお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） マイナンバーにつきましては、保険料の賦課要件や介護サービス及び介護予防サービスの利用者負担割合の判定などに用いる個人情報を確認するものということで使用してございます。住民票の有無、所得情報などを確認をするということに使用しているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） これに伴う市民の側、いわゆる住民の側の利用状況というのはあるのでしょうか。あくまでも、これは組合側の内部の処理というふうに判断してよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 山形介護保険課長。

介護保険課長（山形雅彦君） ただいまの質問ですけれども、今の市民の方からある種の、例えば申請がある際にマイナンバーというものを記入していただいて、それを連携をとっているというような状況でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 市民の側もマイナンバーを記載していただいていますよということですが、それはまだまだ、常にマイナンバーを持ち歩いているわけではないので、強制ではなくて現段階では任意ということに対応しているというふうに認識してよろしいでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 山形介護保険課長。

介護保険課長（山形雅彦君） 現在はその様式のほうに記入をいただくというような形をとらせていただいております。強制というか、必ず書いていただいているような形にはなりません。ただ、必要に応じてというか、その分について、それぞれの様式のほうにご記入をいただくというような形をとっているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

3番、岡田もとみ君。

岡田もとみ君の質疑は、一問一答方式です。

3番（岡田もとみ君） 議案第8号の関係で3件質問いたします。

1点目はページ数23ページ、3款1項1目の生活環境対策費です。概要の中で一般廃棄物処理施設視察研修費19万4,000円とありますが、この事業、平成30年度どのような内容になっているのか、行き先とか金額とか対象人数など御紹介いただければと思います。

2点目は、25ページの3款3項1目ごみ焼却施設管理費です。概要の中で焼却灰資源化事業について載っているのですが、先に一般質問や先ほどの質疑でもありましたので、重ならない点で質問をいたします。

この事業の内訳は、先ほど主灰が3,100トンのうち、事業所への受け入れ量は1,000トンとの答弁がございましたが、その受け入れ先の事業所について、全体の事業として受け入れ量というのは、セメントの事業としてどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

3点目は、26ページの3款3項1目リサイクル管理費ですが、施設運転管理委託料ですね、これ、前年度と比べると1,000万円ほど減になっています。この減の理由についてお伺いいたします。

議 長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 岡田もとみ議員にお答えいたします。

まず、最初の一般廃棄物処理施設視察研修についてでございますけれども、この視察研修は、公害防止対策、それから地域の生活環境保全の推進のためということで、一関清掃センター所管分として狐禅寺地区の住民の皆様を対象として実施しているものでございます。視察先については、狐禅寺地区生活環境対策協議会と協議して決定することとなります。

内訳でございます。予算案に計上した視察研修費の内訳でございますけれども、視察先への謝礼ということで6,000円、随行する職員の旅費ということで1万6,000円、バスの燃料代ということで2万円、それから参加者の昼食などの食料費ということで12万8,000円ほど、それから高速料金の使用料ということで2万4,000円ということで計上してございます。

それから、次に、焼却灰の資源化の事業についてでございますけれども、相手方の全体の受け入れ量というふうな、そういった受けとめ方のご質問かなというふうに思いましたが、私どもでは、相手方はまだはっきりとした契約等については実施してございませんので申し上げられないということっておりますけれども、ただ、事業所の全体として、私どもでお願いする焼却灰のような受け入れがほかにあるかどうかということについては、私どもでは掌握してはございません。

それから、リサイクルプラザの施設運転管理委託料の減額ということでございますけれども、これについては、平成29年度において、新たな長期継続契約を締結したことによるということでございまして、平成29年7月から減額と、実質、そういった形になってございます。

以上でございます。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

生活環境対策費の件ですけれども、一般廃棄物処理施設研修費等とあるのですが、この等というのは何でしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 協議会の協議の際、あるいは懇談の際のお茶代といえますか、そういったものも含めてのことでございます。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） この視察は何人規模と先ほど答弁あったのでしょうか。何人規模を大体見込んでの事業になっているのかお伺いします。

議 長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今までの、毎年度のように実施してきたというふうな、そういった実績もございます。そういったところから考えて、職員の随行を含めまして、30人から35人程度というふうに考えて毎年度計上してございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 今までの事業の状況を見ますと、近年は先進地視察が主になっているようですが、これから今年度の行き先を協議するということでしたので、ぜひ、人口減少や、やはり分別による減量、そういったところの推進で頑張っている自治体の視察なども協議の中で提案していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ごみ焼却施設管理費の主灰を利用したセメント事業の関係ですけれども、平成30年度は1,000トンを受け入れていただくということで話が進んでいると思うのですけれども、この1,000トンというのは、一関清掃センターの主灰の状況から見ると約3分の1ということになりますが、この事業ですね、引き続きやっていくときの見込みというのはどういうふうに考えているのかお尋ねいたします。主灰の量。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 平成30年度は、今ご説明したような数量ということで考えてございました。それ以降というふうなお話の趣旨かなというふうに考えてございます。私どもでは新しい最終処分場の建設に向けた動きというものも開始してございます。そういった動きと考え合わせながら、現焼却施設の延命も兼ねてセメントの原料化ということで今やっているところでございます。そういった兼ね合いの中で、年数を勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 最終処分場ですね、少しでも延命化することの効果ということはあるので必要かと思うのですけれども、新しい焼却場もこれから建設していくということを考えますと、やはり、そもそも焼却灰を出さない事業に取り組んでいかなければいけないということが一番の主要目的になると思いますので、大きすぎる焼却場をつくって、どんどん燃やすというふうになってきますと本末転倒だと思いますので、この点は要注意しながら、減量とあわせて取り組んでいただければと思っている事業ですので、よろしくお願いいたします。

最後に、リサイクルプラザの管理費についてですけれども、現場なども見させていただいたのですけれども、その他プラザのところで、これは選別作業は手作業になっているのですけれども、この働いている方々の労働環境というか、この委託料が減になることで、そういった影響というのはあるのかないのかお尋ねいたします。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 先ほど申しましたように、長期継続契約の中でこういった形の減額になったということも申し上げました。

今、御紹介にありました一つの作業の例かと思いますが、リサイクルプラザの運転管理についてはその他いろいろございます。受け入れの作業もございますし、あるいは缶圧縮のあとの運搬もございます。場内でございますけれども。そういった中での全体の減額ということで、契約された業者も、それなりの利益を確保しながらの新たな契約に移るのだというふうに考えてございますので、今お話のあったような懸念材料といいますか、そういったことについては、私どもも同じ施設の中で仕事をしているということもございますので、そういった意味では、昨年7月

契約のそういった新たな契約になったということを申し上げましたけれども、その後、契約の金額が変わったから作業の条件なりそういったものが変わったかということ、私どもでは従前どおりというふうな形の考え方で受けとめてございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、引き続き把握のほうをお願いしたいと思いますが、このその他プラの選別で手作業している方々ですね、分別の徹底の問題になるのですけれども、作業中にけがをすることがあるというのですけれども、その点は把握していますか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今、御紹介ありました例でございますけれども、実際ございました。手作業の選別の中で、それなりの防護をしながらでしたけれども、結果的には大事には至らないというふうな形になりましたが、そういったことはございました、確かに。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そのけがについて、予算的にはどういう形になるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉憲明君） 受託者において、そういったことには対応するという形になってございました。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立多数。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立多数。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案配布のため、暫時休憩します。

休憩 午後5時12分

再開 午後5時13分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第10号、監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議案第10号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、現監査委員の沼倉弘治さんから退職の申し出があり、平成30年3月31日付で退職することを承認したので、その後任として小川四郎さんを適任と認め、選任しようとするものであります。

小川さんは、昭和21年生まれで71歳であります。

昭和40年に日本石油株式会社に入社、昭和49年に退社し、同年に東トタン株式会社、現在のアズマプレコート株式会社でございますが、に入社をされ、取締役技術部長、常務取締役兼一関製造所長、専務取締役兼一関製造所長など、取締役を歴任し、平成23年12月に退職されております。

現在は、一関市の監査委員を務められております。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

これより採決を行います。

議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第10号は、同意することに決定しました。

議長（小野寺道雄君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（小野寺道雄君） 監査委員より発言の申し出がありますので、これを許します。

沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） ただいま、議長から貴重な時間を賜りましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私事になりますが、平成26年10月から一関地区広域行政組合の監査委員として、3年6カ月にわたり監査業務に携わってまいりましたが、本月末をもちまして退任することになりました。

顧みますと、ごみ焼却施設、最終処分場の老朽化に伴う新施設の建設、高齢化の進行による介護保険料の負担の増加など、組合をめぐる行財政環境は厳しさを増してきているところです。

また、組合が担う衛生・介護事業は、住民に直接関係することから、住民の関心も高く、新ごみ焼却施設の建設をめぐっては、地域住民からの強い要請と、私ども監査委員に専門的で多岐にわたる判断が求められてきているところです。

監査に当たりましては、公平不偏の立場で職務に努めてまいりましたが、果たして住民の負託にこたえられたか、責務を果たせたかなど、その職責の重さに悩む日々でもありました。

今後は、監査委員として得た知識と経験を、地域の福祉に一市民として奉仕してまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様方のますますのご活躍と、福祉の充実に向けた組合のさらなる発展をご祈念申し上げ、退任の挨拶といたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第36回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、平成30年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各議案につきまして慎重なるご審議を賜り、平成30年度当初予算として関連議案と

ともにお認めいただいたところでございます。衷心より御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第36回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 第36回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計予算などを付議されましたが、終始真剣な審議をいただき、全ての議案の議決が決定いたしました。これもひとえに、議員各位のご協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと厚く御礼を申し上げる次第であります。

定例会の冒頭に管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問、または議案審議の質疑において、議員から出された意見、提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合のさらなる充実効果が図られるよう願するものであります。

衛生事業にありましては、一般廃棄物処理施設の整備、そして放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の処理や新最終処分場の候補地の選定などの取り組みが示されましたが、現施設の現状を踏まえ、ぜひ安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、いずれにいたしましても、地域住民の皆様の御理解、御協力をいただくことが必要でございます。信頼関係をしっかり築いていただき、事業の推進を図られるようお願いするものであります。

また、介護保険事業にありましては、第7期介護保険事業計画の着実な推進を図られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを確実に進めていただくことをお願いいたします。

当議会にありましては、これらの諸課題に対して果たすべき役割を認識しつつ、一関市及び平泉の住民の福祉増進のため、力を尽くしてまいり所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

議長（小野寺道雄君） 以上をもって、第36回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

大変、御苦労さまでした。

閉会 午後5時24分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 典 仁

一関地区広域行政組合議会議員 橋 本 周 一